

# 河合町議会会議録

令和5年 3月3日 開会

河合町議会

## 令和5年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （3月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中山 義 英	3
馬 場 千恵子	30
常 盤 繁 範	49
大 西 孝 幸	67
西 村 潔	70
○散会の宣告	92
○署名議員	95

令和 5 年 3 月 3 日（金曜日）

（第 3 号）

令和5年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年3月3日(金)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
政策調整課長	岡田健太郎	安心安全 推進課長	川村大輔
財政課長	新井俊洋	管財課長	西村直貴

住民福祉課長 古谷真孝

まちづくり  
推進課長

杵本幸史

教育総務課長 中尾勝人

---

**会議に従事した事務局職員**

局長心得 高根亜紀

主 事 平井貴之

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

令和5年度第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、最終1分前に再度声をかけます。

また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は、着席のまま対応をお願いいたします。

質疑の際、マスクを外させていただくことがございます。ご了承をお願いします。

併せて、携帯電話のご配慮もお願いいたします。

本日の質問順番は、6番から10番の方です。

それでは、質問を始めます。

---

◇ 中山義英

○議長（谷本昌弘） 6番目に中山義英議員、登壇の上、質問をお願いします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） おはようございます。議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。  
質問事項 1、4年間の町政運営を振り返って。

町長は、選挙公約や施政方針の中で、財政健全化、人口増、魅力あるまちづくりを目標に掲げ、町政運営に取り組んでこられました。4年間の町政運営を振り返って、2点質問します。

1、財政健全化、人口増、魅力あるまちづくりで、具体的にどういったことが達成できましたか。

2、やり残したことは、具体的にどういったことですか。

以上で登壇しての質問は終え、後の質問は自席にて行います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょっとマスクを取ってお答えさせていただきます。

少し時間をいただいております。

私からは、公約に掲げました3つの目標や、河合愛A I構想の事業などを踏まえ、これまでの取組についてお答えいたします。

就任当初より、昨今の先行き不透明な時代にあっても、私の町、ふるさと河合を次世代につなげていきたいという一心で町政を進めてまいりました。そのために行政は、まず、魅力あるまちづくりを展開していくことは大前提としてございました。それが人口構造の安定の誘因になり、さらに、経済基盤が安定し健全な財政運営へと反映されていきます。その結果、新たな施策の導入が進みますので、より一層魅力あるまちづくりへの期待が膨らみます。

この好循環を、町を元気にするサイクルと呼び、創出させ、軌道に乗せていくことが、私の使命でございます。

河合愛A I構想の取組は、それを具現化するために、「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」を基本理念として、これまで町民の皆様方とともに、また、職員一丸となりまして、果敢に邁進してまいりました。

そのような思いの中、改めてこれまでを振り返りますと、就任当初、町の財政状況は危機的な状況で、第一に着手すべきは財政面での立て直しでございました。

待ったなしの課題に対策を施すとともに、奈良県との合同勉強会や財政健全化計画の練り直しなど、職員のたゆまぬ努力を続けてきたことにより、命を守るための事業や子供たちの育成に関連する大切な事業の財源を確保することができました。まさに、財政の健全化なく

しては町を元気にするサイクルは回らないと、再認識しております。

令和2年度からは、新型コロナの影響もありましたが、令和3年度の決算を鑑みても、我が町の財政状況は、ある程度改善できたと感じています。

ここまで来た歩みですが、令和元年度には今あるものを活用として、課題の具体化を図り、それを解決するための組織体制を見直しました。同時に、財政の立て直しと並行して、やれることから改善への事業を進めてまいりました。その一例としまして、教育関連では、全ての教室にエアコンを設置し、学習環境の向上に努めたことなどございます。

令和2年度は、実行する体制づくりです。かがやきの森こども園が開園し、河合第二小学校と河合第三小学校を統合し、新たな河合第二小学校がスタートした年になります。

人に優しい、人情あふれる町、温かい町を目指して、手話言語条例も施行いたしました。

新しく高齢職員の早期退職制度を設けるなど、組織の若返りを図ったことで、令和元年度の課長級以上の平均年齢が54.5歳に対しまして、令和4年度は51歳になっています。

また、奈良県との連携強化では、行財政改革担当職員の派遣や、県税事務所との職員人事交流を実施するとともに、国税OBの採用も行うなど、組織強化を進めてまいりました。

財政面では、徹底的に無駄を省いたことで、この年の決算では、財政調整基金を取り崩すことなく約2億2,400万円の黒字となり、財政健全化計画においては、平成29年3月の測定以来、初めて目標額の100%を超えることができました。

財政の見通しがつき、組織を強化したことで、いよいよ令和3年度に河合愛AI構想をスタートいたしました。

コロナ対策も考えながらではございましたが、私のカラーも出せるような状況になりました。例えば、我が町には、大小60基の古墳があることを町の魅力発信としてPRを重ねた、全国初となる御墳印帖プロジェクトをスタートいたしました。

また、町制施行50周年を迎えたこともあり、産官学と連携しました魅力ある記念事業が進んだことで、今後の河合町にとっても飛躍的な発展に向けての景気づくりができました。

このように着実に新たな事業を進めていくと同時に、施設管理、契約事務、人件費の見直しも含めた愛のある河合改革を断行し、一般会計の決算では、約3億5,400万円の黒字となりました。また、財政調整基金も取り崩すことなく、残高は約5億5,800万円と、大きく積み立てる結果となりました。

財政運営に明るさが見えてきました令和4年度には、できる限り早期に進めたいと考えておりました町民の命や財産を守るため、並びに町の魅力をさらに向上させるための事業にも、

本格的に着手できるようになってまいりました。例えば、旧河合第三小学校跡地を、多世代が集いやすい、また、誰もが活躍できる居場所づくりを提供できることに加えまして、町民の安心と安全を守る高機能な避難所としての機能も備えた複合的施設への整備に着手。さらに、不毛田川の氾濫を防ぐ内水対策事業にも着手することができました。

コロナ関連につきましても、ウィズコロナの下での生活様式も普通となってまいりました。そのような中、実施することを前提に対面式の取組を進めてきました。その結果、創意工夫しながら、3年ぶりに開催できた産直市や、町民参加型の河合ふるさとの日「冬」、さらに、社会福祉協議会と連携してのふれあいの集いなど、大盛況でたくさんの方々に町の魅力を感じていただくことができました。

また、令和3年度からの事業につきましても、例えば、御墳印帖プロジェクトでは、各種メディアのほか、県外の自治体からも称賛のお言葉をいただいているところで、来年度以降は対象範囲を北葛城郡へと広げ、本町が主導し4町連携しての事業へと発展し、地域の魅力を向上させます。

加えまして、町制50周年を機に、飛躍的に進んだ産学官連携の中でも、特に畿央大学との連携は、空家対策や町の景観デザインの提案、また、子供たちを対象とした連携イベントの開催、さらには、町の特産品、大和の黒豆「KAWA I B L A C K」の商品化に向けての検討など、非常に良い流れを創出できました。

情報化社会の発展に伴う社会経済情勢の多様化や少子高齢化、さらに、地方分権の進展など、地方行政が担う役割が大きくなっていることを踏まえ、今、申しましたように、取組についても、町民の参加、参画の重要性は感じていたところでございます。

そのような中、令和2年6月定例議会におきまして、請願第1号 まちづくり基本条例についてが全議員賛成で採択されましたことは、これからの河合町にとって画期的な瞬間でございました。以降、町民の方々、議会議員の皆様、さらに一般公募を含む15名の委員による河合町まちづくり基本条例検討審議会のご協力の下、約2年かけまして条例案を策定し、令和4年12月議会で全議員賛成において、河合町まちづくり自治基本条例が可決となったことは、河合町の新時代へのスタートラインに立ったものと認識しております。

今年の1月から2月頭にかけて、念願の小規模でのタウンミーティングを実施できましたので、このような機会を多くつくり、条例の周知も含め町政の参加、参画も促進してまいります。

今後は、条例が絵に描いた餅にならないよう、運用面で着実な施策への反映ができる体制

を整えてまいります。

3つの重点施策のうち、かがやきの森こども園を地域子育て連携の拠点化をはじめとした子育て子育て環境の充実、並びに35人学級の実施や英語教育の推進をはじめとする教育のまちづくりは、その魅力を感じて若い世代の転入も目立っていることから、一定の成果が出始めております。1年の中でも、今年度は多分4か月ですね、今月もプラス2名が役場玄関に表示されております。

しかし、私の1期目在任中、約3年もの間、新型コロナウイルス感染症対策と並行しての取組であったことから、本来、スピード感かつ安定財源をもって進めていくべき事業である町民の皆様の生命、財産に係る施策に遅れを生じたと認識しております。

既に述べましたとおり、コロナ、財政の両面において一定の方向性が見えてまいりましたので、今後、具体的に旧第三小学校への町立体育館、中央公民館の移転、不毛田川内水対策など着実に推進し、より一層安心安全で快適に暮らせる持続可能なまちづくりを未来につないでいく所存でございます。

以上でございます。少し時間をいただきました。ありがとうございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長、ありがとうございました。

私が1分ぐらいしか話してなかったけど、町長、めちゃくちゃ15分ぐらい、いろいろしゃべっていただきまして、この私の質問の中で、そうしたら、財政健全化、人口増、魅力あるまちづくりというのは、町長の判断の中で、これは達成できましたか。

また、やり残したこと、あれば簡潔にお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど説明いたしましたのは、私の思い、財政をとにかく良くしたいな、それから、人口を増やしていく取組、それから、魅力のあるまちづくり、これは私が考えたことでございます。それを何とか具現化するというので、やれることからやる、そういう取組をさせていただきました。

すごい時間をいただきたいんですけども、先ほど述べました以外にも自分なりに取り組ませていただいた内容としましては、イオン西大和店跡地の問題もございました。

それから、水道の広域化の問題でございます。今、県との協議で進んでおります。

それから、ごみ処理施設広域化につきましても、今、階段を上がるように、これも進んでおります。

また、空家対策につきましても、まだまだ最終点まで行ってございませんが、空家対策にも取り組んでおります。

それから、町民参画ということでパートナーフェロー制度を取り入れまして、町民の参画の下、町をよくする、そういう取組も進んでおります。

それから、広報誌などの情報発信、広報誌を私、町長になったときかなり問題だと思っておりました。それは、いろんな面で中身が数年来、ある8月号でございましたら、何年か前の8月号も同じようなことになっておりましたので、多くの職員、若い職員さんがしていただきまして、広報誌の刷新をいたしました。

それから、社会福祉協議会とも連携強化、それにも努めたことでございます。

それと、女性職員の管理職登用、それもある程度、まだまだ目標には至っておりませんが、向上したと考えております。

それから、すな丸号の利用向上につきましても、今後、話し合う場をしっかりと持っていく予定です。

それと、税を中心とした徴収率の向上にもアップをしておりまして、職員の頑張りもあり、毎年その分では成果を上げております。

それから、心の交流センターと児童館を一つの施設に統合する、できることからやるということでございます。

消防団の再編成についても着々と進んでおりまして、これからは消防器具、自動車のところでサポートしていきたいと思っております。

あと、今進めておりますのは、文化会館のあり方検討委員会、それをしっかりやりまして、どういう方向でいくかということは今、検討していただいております。

また、県とともに公共施設の広域利用のそういう部分も、今現在、進んでおります。

また、子育てに関わりましては、子育て世代包括支援センターを設置しまして、かがやきの森こども園の運営の充実を図っております。

あと、コロナワクチンの一斉接種事業につきましては、議員の皆様方、いろんなことでご支援なりご意見いただきまして、県内でもトップクラスの接種率をいただきました。

また、庁舎庭園の剪定につきましては、河合町の顔、また、池部駅前の顔になりますので、魅力向上につきまして努めているということでございます。

簡潔にと言っていたんですが、ちょっと細かな点でご紹介させていただきました。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたらもう、町長、こちらのほうで具体的に質問していきます。

先ほどのお話を総合すると、財政健全化のほうはある程度改善できた。それは、徴収率の向上とか決算の黒字、それから、財政指標の改善ということをおっしゃっておられましたが、徴収率に関しては、税務課の努力もあって、令和3年度決算で現年度の徴収率はアップしましたが、滞納繰越分の徴収率は、これはどういうふうな数字になっていますか、お答えください。

○町長（清原和人） ちょっと数字的なことにつきましては、担当課のほうからちょっとお答えさせます。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 町税の滞納分の徴収率ということでございます。

令和2年度46.2%、令和3年度55.2%、令和4年度につきましては36.5%の見込みとなっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 滞納繰越分の奈良県平均、これが約30%前後ということなので、かなり税務課の方は頑張られたと思います。ただ、まだ過去の分を滞納している納税者のうち半分の方は、まだ払っていないというのが現状です。だから、さらに力を入れていただきたいと思います。

それと、そうしたら取るほうはそういうことなんですけれども、課税するほう、町税収入は増えていますか。町長、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、私のほうからお答えさせていただきます。

課税につきましては、コロナの関係もありまして、令和3年度につきましては20億円を切ったというような状況になっております。ただ、令和4年度につきましては約20億円の増収

を見込んでおります。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町の自主財源の根幹をなす町税収入は、令和3年度決算で前年度より約1億5,000万円減少し、ついに20億円を下回る状況になっています。さらに、近年、住宅地の地価は大幅に下落しています。このような状況で、財政健全化が達成できたと言えますか。町長、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） いろんな面で努力をしております、改善しておりますので、以前と比べまして健全化は、私は進んでいると思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、町長、質問します。

地方債、いわゆる河合町の借金残高は、5年前の平成29年度が約123億5,700万円、そして、令和3年度決算では123億700万円と、ほとんど減っていません。また、河合町には、奈良県から3年続けて財政の重症警報が発令されています。このような状況を町長はどのように考えておられますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほども申し上げましたけれども、努力をしている結果は成果として表れていると思っております。ただし、何も事業をしない、そういう方向でいきますと、年々改善はかなり見られる状況でございます。ただ、その中でも、先ほど、私初めに申し上げましたように、命に関わるそういう事業は絶対に進めてまいりたいと思います。

それから、2年以内に事業として完成しました、かがやきの森こども園、それから、第二小学校、第三小学校の統合、改築事業も進めております。だから、町民の住民サービスを低下させない、そういう視点でもってやっておりますので、数字的には少しずつの改善にしかかっていない部分もございますけれども、今申し上げました住民の命、それから、財産、住民サービス、それを第一に考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 住民の命、それを守るといのは、もうこれは地方自治体の役割であるので、もう当たり前の話なので、何度も町長、強調されなくてもそこは理解しています。

そうしたら、財政指標に関して町長に質問します。

公債費、いわゆる借金の支払いを一部先送りしなかった場合、令和2年度、3年度の経常収支比率と実質公債費比率の財政指標は、どのような数値になっていましたか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私も河合町の今までの財政状況を少し調べさせていただきました。以前も町の財政が厳しいときには、そういう先送りをしたりしながら改善をしたということも聞いております。

今回、一番に申し上げましたように、私、財政調整基金、町長に就任いたしましたところ、4,000万円台でございました。そういう状況では何もすることができませんので、いろんな方法を考えまして、とにかく事業を進める、住民サービスを進めるということで、いろんな策を講じたということでご理解願いたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、数字を私、聞いているんです。先送りした場合としなかった場合の。この数値をちょっとお答えいただけますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 数字につきましては、私のほうから回答させていただきます。

財政指標ございますが、償還条件の変更をしなかった場合、まず、経常収支比率ですが、令和2年度は98.9%、令和3年度は94.8%、実質公債費比率は、令和2年度は20.7%、令和3年度は19.8%でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） では、財政指標のうち、経常収支比率から質問します。

経常収支比率とは、簡単に言うと、入ってくるお金のうち自由に使えるお金がどれぐらい占めているかを表したもので、この比率が100%より高くなると自由に使えるお金はなく、貯金を取り崩すか借金をしてかろうじて財政を支えている状況になります。要するに、経常収支比率は、自治体財政のゆとりを表したものです。

河合町の令和元年度の経常収支比率は102.2%で、100%を超えているため、先ほど町長が言われたように、当時は貯金を取り崩して財政を支えている状況であったと推測します。しかし、わずか2年後の令和3年度には90.1%と、約12%改善されています。

町長に質問します。一般的に、経常収支比率を下げるにはどのような取組が必要か、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） まず、比率を下げるというところですが、今、議員おっしゃったように、まず、経常的な収支の部分の改善が必要というふうに考えております。

令和4年3月に健全化計画をつくらせていただきました。で、その際、経常収支比率の改善を最優先に、それを目的に策定したものでございます。例えば、町税収入の確保、それとか、あと、ふるさと納税の寄附金、または、歳出におきましては、事務事業、公共施設の統合、廃止、縮小など、視野に入れた見直しというようなどころを行っております。また、さらに契約業務とか、あと内部の管理経費の見直しなど、行政経費の削減などを進めることとしております。で、現在、それに取り組んでいる状況でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

一般的に経常比率を下げるには、今言われたように、まずは税収アップ、行政サービスの縮減、事業の廃止、経費削減、補助金の増額、人件費の削減など、正直言って当たり前のことばかりですが、結局は必要のある業務を絞り込み、同じことをコストがかからずできるように努力するといった地道な取組をするよりほかに方法はないと言えます。

町長に質問します。わずか2年間で経常収支比率が下がった主な要因は何なのか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、いろんな方策を考えて、それを実施したということもございます。また、いろんな面で職員も、私たちも含めまして財政がよくなるように、給与カットを含めていろんな努力をしてみいましたので、そういう積み重ねも入っていると私は感じております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 確かにそういう積み重ねもありますけれども、一番主な要因は、公債費の一部先送りではないんですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私は、そういうことも一つの手段として取らないと、先ほど申し上げましたけれども、河合町の住民サービスなり、それを支えることはできないと思っております。議員おっしゃるように、それは悪いという一面ではなくて、いろんな手立てを取っていくということを私は必要かなと思っております。だから、先ほど申し上げましたように、今やったのではなくて、かつてもそういう手法も取られたということを聞いておりますので、そういうことをいたしました。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そのあたりはまた後半で、またご質問しますけれども、そうしたら、続きまして実質公債費比率について質問します。

実質公債費比率とは、町税など河合町が自由に使える収入に対する返済金の割合で、過去3年間の平均値を表しています。この数値が大きいほど借金の返済に困っていることとなります。また、この数値が25%を超えると借金潰れの可能性が高く、かつての御所市や上牧町のように国や県の指導の下、財政再建を進めていくこととなります。

質問します。河合町の令和元年度の実質公債費比率は20.8%と高く、地方債の発行、いわゆる借金をするのに、奈良県知事の許可が必要となっていました。しかし、令和3年度は15.7%と、わずか2年間で約5%改善されています。改善につながった主な要因、これをお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからお答えさせていただきます。

実質公債費比率が減少した要因ということでございます。

先ほど来、町長のほうからも申し上げさせていただいているように、償還条件の見直しと  
いうのを元年度に行わせていただきました。で、それによって、一時的に償還の額の減少に  
伴って実質公債費比率が下がっているというような状況となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 償還条件の見直しと。非常にきれいな言葉だと思うんですけども、実  
質公債費比率は、一見すると令和元年度に比べ改善されたように思われますが、数値が改善  
された大きな要因は、国からのコロナ関係の交付金が増えたことや、公債費、いわゆる借金  
の支払いを一部先送りしたことによるもので、河合町が自力で改善したものではないと考  
えます。令和5年度以降、財政指標は確実に悪化していくのではないですか。

町長に質問します。私は、公債費の支払いを一部先送りしたことで財政指標の数値は見た  
目には良くなったように思われますが、結果的に問題、課題を先送りしたことで、後世の若  
い世代に大きな負担を押しつけただけの財政運営になってしまったと考えております。町長  
はどのように考えておられますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、私のほうからお答えさせていただきます。

償還条件の見直しを令和元年度に行わせていただきました。

その主な理由というところがまず一つありまして、一つは、厳しい財政状況の中、住民サ  
ービスの維持をするというようなところ。もう一つにつきましては、災害等不測事態に対応  
するための一定の財源の確保が必要であったこと。もう一つにつきましては、住民の安心安  
全に関する施策を進めるための財源を確保するために行ったものでございます。

で、実際に今、議員ご質問の内容ですが、ただ単に借金を先送りしただけではないかとい  
うようなご質問でございますけれども、実際にこれを実施することによって、財政的な余裕  
が生まれました。その余裕に伴って新たな施策、例えば、内水対策とか第三小学校の跡地等  
利活用推進事業などの実施ができることとなったと。また、さらに、財政調整基金の積立て  
につきましても、今現在、9億円近く積立てをできる予定となっております。

このような柔軟な財政運営ができるようになったというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 私の質問と、答えがちょっと違うと思います。

私は、後世の若い世代に大きな負担を押しついただけと違いますかというふうに質問しているんです。それに対して、負担はかかっていないと言えるんですか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今回のその償還条件を、見直しをさせていただいた件という部分につきましては、実際にその償還の額、元本そのものの変更は当然ございません。ただ、それに伴って利息というものが発生しています。その利息につきましては、住民の方に負担していただくことは、それはできないということで、職員の給与の削減という形で実施させていただいております。

ただ、その償還条件を見直ししたことによって償還の額がちょっと後ろのほうにずれたというようなところにつきましては、実際に施設の耐用年数とかそういった部分も加味しながら、その辺のところは検討させていただいて実施したものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、利息のという話が出ましたので、公債費の支払いを一部先送りしたことで、利息は約5,900万円発生しています。利息が発生していないならまだしも、発生した利息を職員給与や町長はじめ三役の給与削減で対応されたということですが、結局のところ、給与の出どころ、これは町民からの税金が使われています。5,900万円のお金があれば、町民の暮らしに役立つ何か新しい事業ができたはずです。

河合町では、重症警報の発令を受けて、河合町財政健全化計画を作成し、財政の健全化に向けて取り組もうとされていますが、私には真剣に取り組んでいるようには見えません。

町長に質問します。河合町財政健全化計画の中で、町民税等自主財源確保の取組として、資産の売却及び有効活用が書かれていますが、町長は、資産の売却及び有効活用に積極的に取り組んでこられましたか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 収入を増やすということで、積極的に取り組んでまいりました。

今、ご指摘ありましたけれども、物事を、例えば、コップに水が半分入っているとします。それを半分もあるのかという見方と、半分しかないのかと。見方では全然評価が変わってまいります。私は、半分も入っているのか、そういう観点に立って進めております。少しずつやれるところから改善をしていくということでございます。そういうことで取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 毎年毎年、町長の施政方針が出てきたら、私は興味あって、いつも全部端から端まで読みます。令和元年、2年の施政方針では、町有地の有効活用、処分は記載されておりましたが、令和3年度以降、書かれていません。

それで、一般質問でも再三にわたって指摘しました4つの土地、河合幼稚園、西穴闇保育所、西大和配水池、法隆寺インターチェンジ北側の土地について、町長は売却に向け、どのような努力をこの4年間されてきましたか。また、売却のめどは立ちましたか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） いろんな面で売却できるようには指示をしております。社会の流れとしましてコロナ禍もございまして、いろんな面でマイナス部分が多くて、前に進みにくい状況もございました。

ただ、4つ言っていた中で、中山田池のそういう跡地につきましては、今、ほぼゴールが見えてまいりましたので、できる土地からしっかり売却しながら収入を増やしていきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 書くだけとか言うだけなら、これは誰にでもできます。

鑑定評価の年度は違いますが、4つの土地を全て売却できたとしたら、約4億1,700万円の売却益と、翌年度から少なくとも約244万円の固定資産税収入が見込めます。

町長に質問します。河合町には、借金が123億円ある上に、令和5年度から借金を年間約12億円返していかなければならず、一方で、内水対策事業や旧第三小学校の利活用事業にも数億円以上のお金が必要になってきます。河合町が将来にわたって安定した行政サービスを

維持していくのに、令和5年度以降必要な財源はどのように確保されますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょっと数字的なことにつきましては、担当課のほうで答えさせます。

一つ議長にお願いしたいのは、この通告書に基づきまして、私、初めにかなり細かく説明させていただきました。今、ご質問いただいている内容につきましては、全然ここに記載されておりません。急に言われても答えることはできませんので、そこは担当課のほうで数字も含めて返答させていただきます。よろしくをお願いします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 私は、財政健全化ということで質問しています。全然関係ない話をしていくわけじゃないんです。そこはご理解いただいて、それで、町長が答えられないやつは担当部長とか、それは答えていただいて結構です。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからお答えさせていただきます。

今後の財源の確保というところでございますが、実際に毎年河合町から財政の収支見通しというのを outsourcing させていただいております。その中でも載せさせていただいておりますけれども、実際にその確保という部分につきましてはいろいろなものがございます。例えば、先ほど言っていました土地の売払いというところもございますし、あと、その他の収入の確保というところで収支が見込まれているというような感じで考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 言い方が悪いけれども、そんなしょぼいあれでいけるんですか。

これ、万一、必要な財源確保できなかった場合、また公債費の一部を先送りされるんですか。お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 主な収入という部分でございます。その中で、根幹となる部分とい

うことで言いましたら町税の収入、そして、あと交付税の収入というところがございます。その2つが主な収入源という形になってきます。

一般質問でもございましたけれども、地方交付税の収入につきましては、高齢福祉と社会福祉のところの部分でかなり経費がかかっております。そのかかっている部分の実績に基づいて地方交付税というのが年々増加しているという形になっております。

その辺の試算を基に、将来の収支見通しというのを outsizing させていただいております。その中で収支の均衡が図れるというような形で考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 歳入の中には自主財源と依存財源というのがあるんです。地方交付税というのは、これは依存財源、いわゆる国からもらうもの。自主財源は河合町が稼ぐものです。

やはり、その神頼みのように国からの地方交付税に頼ってはいは、これ、河合町、考える力なくなっているんじゃないですか。もっと、地方分権以降、自分たちの町は自分たちでつくるといことで稼いでいかないと駄目なんじゃないんですか。何とか自主財源を増やすような取組を。

この4年間見えていますけれども、町長は自主財源の取組に何か積極的に取り組まれましたか。町長、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど答えた中で、つながる事柄としましては、イオンの跡地のことでございます。あれがちょうどイオンの西大和店が閉店するということがございました。そのことによるいろんな面の河合町の財源には波及してまいります。何とか早くその跡地の利活用をしたいということで、担当の者と一緒に相手方とも何回もお会いさせてもらって、こちらの要望を言わせてもらいました。そういう一つの魅力を回復することで、自分たちの町の収入にもつながる、そういうことを思っております。そういう取組も積み重ねているということで、ご理解していただいたらなと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） イオンが撤退したことで、確かに法人税、それから固定資産税の建物の部分、償却資産、これは河合町もかなり痛かったと思います。

それと、町長は選挙公約の中で、企業誘致セールスリーダーを選抜すると公約されていましたね。だから、私は当然、町長になられた段階で企業誘致の動きがあるのかなと、それが一番税収確保のええ取組かなと思っていたんですけども、そのあたりは町長、答えていただけますか、どういうふうになっているのか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃっていただいた部分については、本当にまだまだちょっとできていない部分もございます。今、企画調整課のほうでそれに代わる仕事をしてもらっているんですけども、今、議員おっしゃったように、そういう部分はしっかり確立はしていかないといけないと、それは強く思っております。だから、取組の不十分性、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 企業誘致というのは、一般に税収にアップと、地域の雇用を増やすということで、かなりメリットがあると思います。進めるに当たって、まずは河合町の中で工業地域か準工業地域の場所を、いわゆる用途指定をした上で、次に企業立地促進条例等の条例制定、それと都市計画マスタープラン、これの策定が必要になってくると思います。

では、河合町の財政健全化に関して、これ、私の評価というのを町長に述べさせていただきます。

一見すると財政指標は良くなったように見えますが、その主な要因は、公債費の一部を先送りによるもので、河合町の自力によるものではありません。したがって、この4年間、河合町の財政健全化はほとんど進んでいなく、何より公債費の一部を先送りしたことで、後世の若い世代に大きな負担を押しつけただけの財政運営になってしまっていると私は考えます。

また、住宅地の地価が毎年大幅に下がり続けていることから、将来、税収がどれくらい減っていくかも心配されます。

福祉、子育て、教育などの行政サービスを維持するには、お金がかかります。当たり前の話ですが、お金がなければ何もできません。

町長にはこの4年間で自主財源を増やす取組にもっと力を入れていただきたいかったというのが、私の財政運営に関する私の評価です。

続きまして、魅力あるまちづくりに関して質問します。

魅力あるまちづくりという言葉は、町長の施政方針の中で毎年出てきます。町長は施政方針の中で、人口増と魅力あるまちづくりを連動している、町の魅力向上は人口減少につながる、また、安心安全も町の魅力を形成する重要な課題であると言われていています。私もその部分に関しては町長と同じ考えです。

町長に質問します。町長は魅力あるまちづくりのいろんな先ほどから取組をされていて、一定の成果があるということですが、人口増と魅力あるまちづくりの関係から言いますと、人口が増えていない現状は、裏を返せば町の魅力が向上していないということになると私は考えますが、町長の考えをお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） それに対してちょっとお答えさせていただきます。

私も含めまして河合町、高齢化率は大変高うございます。

ちょうど2年以内に認定こども園が開園いたしました。あれは馬見丘陵公園の入り口にございまして、ちょうど認定こども園開園する数年前、大津でお散歩保育のときに交通事故に遭われまして、保育士の先生とか子供たちも犠牲になりました。そういう部分もございまして、この認定こども園につきましては、自然の中で教育、保育ができる、お散歩保育も馬見丘陵公園の中に向かって行ける。また、もりもりファームもつくりまして、子供たちは、そこでサポートしていただいている方、また、先生方と共に、まあ、土をいらう、自然に親しむ、そういう友達関係、集団をつくる、そういうこともやっております、初めの答弁の中でございましたように、1年間の中で数か月は転入の人数は、あまり多くないかも分かりませんが、プラスになる月が出てきております。それは成果だと思っております。自然死される方、自分も含めまして高齢化率が高い、そういう中で、そういう事態になっているんですけども、ただし、町の魅力は少しずつ少しずつ広がっていく、そういうことが表れていると私は実感しております。

また、御墳印帖プログラムを含めまして、河合町の中の付加価値をもっとしっかり見つけていこう、見つけようということでやっておりますので、職員、そういうことも私、部課長会でも言っております。

だから、いろんなところでそういう部分が動き始めましたので、人口減、完全にマイナスをプラスに、すぐにはできないんですが、そういう見通しも出てきたということで、ご理解

いただきたいと思います。取組もしっかりやっているということでございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長はこの4年間、町の魅力を高め、人口を増やすためにいろんなことに取り組まれたと思います、なかなか結果は表れていませんけれども。これ、平成31年1月末が1万7,769人、それから、令和5年1月末、5年後には1万7,060人、これ、河合町のホームページに載っていた人口ですけれども、そうしますと、町長は、町の魅力を高め、人口を増やすのに、何が一番重要と考えて、この4年間取り組んでこられましたか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどと共通しますが、魅力をしっかり、いろんな魅力をつくっていくということでございます。繰り返しになるんですけども、2年間で認定こども園、私も議員のときに西穴闇保育所、河合幼稚園、何度となく足を運びました。河合幼稚園では雨漏りがあつたりとか、かなり施設が老朽化しておりました。それから、西穴闇保育所におきましては、こういうことを言っていていいかどうか分からないんですけども、屋根もちょっと落ちてくる、そういうような。そういう中で本当に自分の子供、子育て、教育したい、そういう思われる親はおられないと思います。だから、できることからやろうということで、議員時代も認定こども園の開園に向けまして、私は賛成の立場で動かさせていただきました。

それから、第二小学校、第三小学校の統合の問題も進んでおりましたので、そういう場合には、第二小学校の校舎改築をしっかりと、子供たちが安心安全に教育を受けられる、そういう流れで動いてまいりました。

それから、内水対策につきましても、町長に就任しまして1年目、2年目、市場・城古・長楽地区の皆さんが本当に来られました。もう何十年も困ってるんや。それから、5年前ですかね、50軒近くのがっぱり床下、床上のそういう被害もあって、もう待ってられん。そういう声もお聞きしましたので、当時、ちょうど1,500名近くも署名を集められて、持ってこられました。当時の県会議員の副議長さん、それから、当時の当町の議長、それと当該地域の議員さんと一緒に、廣瀬神社の宮司さんはじめ、そういう関係の方も多く知事にお会いしまして、いろんな面でのサポートをお願いしました。そういう結果、内水対策をやっぱり知ろうということで激励もいただきまして、こちらのほうでもいろんなことで動きました。そ

の結果、大和川は特定都市河川になりました。国交省の支援も、3分の1から2分の1に上がりました。残りは、県と河合町でしっかりそういう財政を保障していく流れになりました。それによりまして、3地区の皆さんには安心安全にこれから河合町で住んでいただける、そういうことも保障できるかなということを強く思っております。

それで、第三小学校跡地のことにつきましても、同じような感じで、私、就任したときに、体育館、公民館を利用しておられる団体をはじめ、南海トラフが30年以内に9割以上起こる、そういうこともマスコミで言われていましたので、自分たち利用している者の命を、町長は保障できるのか、そういう叱責もいただいて、何とかやっぱりしてほしい。そういう言葉を受けまして、財政も厳しい折でございましたけれども、いろんな手を使いまして調整基金を含めて増やして、そういう事業に回していくように動いております。それで、体育館、公民館、利用していただいている皆さんにも、あともう少し辛抱してもらう必要はあるんですけども、それも安心安全、魅力につながる施策だと、私は強く信じておりますので、それをこれからも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 認定こども園も出ましたけれども、10年、20年前で、なおかつ河合町しかないんだったら確かに魅力にもなります。今はもうどこの自治体でもあります、認定こども園は。

それで、町の魅力を高め、人口を増やすには、地域の課題を見つけることやとか、地域資源の有効活用、企業や大学など外部機関との協力関係などが、これ、一般的に言われますが、今の時代、人口を増やすには、ほかの自治体から若い子育て世代を呼び込むことが一番有効な方法と考えます。そして、そのためには、魅力あるまちづくりに加えて、自治体間の競争に勝てる職員の人材育成に力を入れるべきと私は考えています。

次に、町長は施政方針の中で、人口増と魅力あるまちづくりは連動していると言われていきます。私は、町の魅力は、住宅地の地価にも連動していると考えます。

魅力あるまちでは、人口が増えて、土地の価格も上昇しています。河合町の住宅地の地価は、町長に就任されてからの4年間で、毎年大幅に下がり続け、地価公示、地価調査において、ここ数年、下落率の大きさは常に県内ワースト10、年によってはワースト5に入っている年もあります。地価の下落率だけを見ると、この4年間、魅力あるまちづくりができてい

なかったという判断になりますが、町長は地価の下落率と魅力あるまちづくりの関係をどのように考えておられますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 下落率につきましては、以前、この一般質問の場でもお答えしましたが、確かにそういう一面もございますが、ある町民の方の意見では、同じ西大和でも、上牧町と河合町かな、そういう部分で河合町は高い、そういう部分はあって、なかなか転入したいという人も来られなかったというお話をされている方がございました。こういうように、下がっていくことは、税金の面ではかなりマイナスのところもあるんですけども、逆に、河合町に来たいという人が来られるようになったかと違いますか。そういうご意見もいただきました。

また、イオンのそういう閉店もございまして、いろんな要因でマイナスの部分は確かに出ていたと思います。それを何とかしようということで、先ほどもございましたように、あの跡地にすぐ入っていただく手立てということで動いておりますので、何も地価の下落につきましても、放っておくんじゃなくて、何とかそういう部分をプラスに転じたいということで実際動いておりますので、そういうこともご理解していただいたらと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

もともと高かったというのは、それだけ魅力があったということなんです。上牧町と比較しても河合町のほうが高い、それだけ値打ちがあった町や、魅力のある町だったということなんです。そこは一番基本です、考え方の。

それと、地価の下落は、町長言われたように、税収に大きな影響を与えるので、これ以上地価の下落が進まないように、早急に町の魅力を高めてください。

では、町長は令和2年度以降、施政方針の中で毎年、安心安全な町の魅力を形成する重要な課題であると言われております。また、選挙公約では、不毛田川に調整池を設置というのを公約に掲げておられました。

町長に質問します。不毛田川周辺地域の内水対策事業、これは河合町にとって最優先の重要な事業です。今年の1月に開催されたタウンミーティングで配られた「河合愛A I構想における協働のまちづくり」の資料の中では、「令和4年度に内水対策事業に着手」と書かれ

ていますが、現地ではまだ工事は行われていません。内水対策事業に着手とは、こういった意味で書かれたのかお答えください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

不毛田川内水対策事業については、既に着手しているというように表現させていただいておりますのは、土地評価業務、不動産鑑定業務は終了しております。用地測量業務については、3月に終了する予定でございます。昨年12月には測量試験及び土地購入費も補正しております。その際に説明させていただいたとおり、工事の着手は令和6年度から予定をしているということで、工事のほうは着手しているということでご理解のほうをいただきたいというように考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今の説明でいくと、計画区域内の土地の所有権移転登記はこれ、済んでいるんですか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私のほうからお答えさせていただきます。

現在、土地の補償の面積の確定作業を進めているところでございます。ただ、大和川河川事務所と境界について今、協議中でして、実際のところ遅れているところでございます。ただ、面積が確定しましたら、早急に用地の補償の交渉に入りたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 土地の所有権移転登記も完了していない現状で、河合町が勝手に他人の土地を触れません。これ、2018年、平成30年8月に奈良県から、河合地区は平成緊急内水対策事業の適地候補地に選定されてから今年で5年になりますが、現時点で計画区域内の土地の所有権移転登記すら完了していません。河合町と同様に適地候補地に選定されたほかの自治体の中では、既に施設が完成しているところもあります。町長は、内水対策事業は人の命と財産を守るために重要な事業と先ほどから再三言われておりますが、その取組はあまりに

して遅すぎる上に、町のやる気はまったく伝わってきません。

なぜ河合町はこれほど対応が遅いのか、その原因についてお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃっていただいた適地候補地のほか市町村、田原本町が特に貯留施設事業を行っておりました。田原本町につきましては、社会福祉協議会及び埋蔵文化財センターの駐車場に、約5,000立方メートルの地下貯留施設を設けるものであったと記憶しております。竣工については、令和3年3月と記憶しております。

本町が実施している不毛田川流域内水対策事業は、流域や流量、そして、被害軽減効果など検討した上で施設の規模を決める必要がございました。令和2年に、先ほど町長が申し上げたとおり、当時の県議会副議長、当時の議長、地元選出の議員、そして、川合、城古、長楽の総代・自治会長、廣瀬神社の宮司、世話人の代表の方、そして、その被害の軽減の早期解消を願う多くの住民の皆様の思いとともに、町長に、奈良県知事のほうへ陳情に行っていました。それが実を結び、令和2年度から奈良県による流域や流量、被害軽減効果の検討が実施され、令和3年12月にその報告を受けました。

時を同じくして、大和川とその流域が特定都市河川に指定されたことにより、国の支援が拡充されたことも財政健全化に取り組んできました本町の追い風となり、令和4年度から事業を着手しております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 奈良県に陳情に行かれた、そのあたりについて、かつて一般質問しました。

それで、大和川が特定都市河川になるまでの間、行ってから町長も地元の説明会に入っておられなかったと思います。こういった大きな事業が前に進むか否かは、やはり町長の強いリーダーシップというのが一番必要になると思うんです。内水対策事業に向けて、今現在、役場のほうで組織体制がもう出来上がっているんですか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 組織体制につきましては、まちづくり推進課のほうで担当を定めて、工事のほうの組織のほうに着手しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、もう内水対策はやめて、町長よく言われる、安心安全なまちづくり、これについて質問します。

河合町では、旧村と呼ばれる地域に目を向けると、道路の道幅が狭く、消防車や救急車などの緊急用車両が通れない場所が数多く存在しています。

最近、私の家の近所の方が救急車を呼ばれましたが、家のそばまで救急車が入って来られず、広い道に救急車を止めてストレッチャーで患者さんを運んでおられました。

町長に質問します。この4年間で、河合町内で、緊急用車両が入っていけないところに何か対策をされましたか。あれば、どのような対策をしたのかお答えください。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 緊急自動車、救急車でございます。確かに、町内、狭隘な道路が9集落ございます。それに対しまして、大輪田地域で土地所有者の協力も得まして、新たに町道を新設することができました。で、それに基づきまして、緊急車両、ぎりぎりなんですけれども入るようにすることができたという事案が1つございます。

それと、消防自動車でございますが、こちらにつきましては、今議会に小型の軽自動車の消防自動車を予算要求させていただいております。そういったところに対応をしてみたいなと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、大輪田だけじゃないですわね、旧村。ほかにもえらいあるけれども、それは今後どうされますか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） なかなか狭隘な道路を全て拡幅するというのは難しゅうございますので、例えば、この1か所だけ拡幅するとか、ここをこういうふうに工夫をすとかいう個別具体の事案があれば、総代・自治会長さんを通じて町のほうへ要望いただいて、で、現場

を確認させていただいて、工事をするなり何か手立てをする可能性を、必要に応じて考えていきたいなと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） こちらから言うんじゃないで、町長も先ほどから人の命を守ることは魅力あるまちづくりに大事や言うてんねんから、なぜ自治体が先手、先手で動かないんですか。この場所は通れないのやったら、自治会長に言うて、ここ、何とか広げる工夫しましょうかって、自治体が動くのが普通でしょう。住民が言わんと動けへん。それが自治体の仕事ですか、それ。違うでしょう。町長も先ほどから言うてはりますやんか。人の命を守る、財産を守るのは魅力あるまちづくりになると。なんで行政が先、動かない。先手、先手で。自治会から言うてくれはったら考えます。違うでしょう、仕事。私はそう思うんですけれども。ねえ、町長、違いますか。私が言うてること間違っていますか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 当然に、安心安全を守るというのは、我々しっかりと進めていく必要があると認識しております。全てを大字、自治会にお願いしているのではなくて、我々も当然、町内各所を見て回っております。で、そこで気づいたことがあれば、当然役場のほうから、役所のほうから、こういう提言、どうですかというようなことも考えております。

それと、広域消防に確認しました。すると、河合町だけではなくて、県内、やはり様々なところに、そういう狭隘道路の箇所があると。そういったときには、ストレッチャーで対応したほうが早いんだと、狭いところを車幅の広い救急車で入っていくよりも、ストレッチャーで押していくほうが早いんだ、そういう事例もございますので、そのあたりを鑑みながらいろんな検討をしてみたいなと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ストレッチャーということやけども、1分1秒、人の命に関わるということは、やはり多々ありますので、できるだけ前向きに進めていただきたい。ちょっとこれを考えます。

そうしたら、町長に質問、またしますけれども、町長がやられた4年間の中で、私は、やり残したことは2つあると考えています。

1点目は、都市計画マスタープランを策定されなかったこと。

2点目は、河合愛A I構想、これを条例化されなかったこと。

これ、町長、なぜ河合愛A I構想を条例化されなかったんですか。お答えください。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 河合愛A I構想のご質問でございます。

河合愛A I構想一番の魅力は、フレキシブルに対応できるというところで、あえて条例化をしてございません。これまでは、法で定められておったんですけども、その辺が改正になりましたことから、できるだけフレキシブル、柔軟に対応していく、そういったことから条例化をせずに進めてまいりました。

ただ今般、議会基本条例、また、まちづくり自治基本条例、そういったところが制定されましたので、それに基づいて、今後は必要な措置を取っていきたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 条例につきましては、平成23年の地方自治法の改正で、確かに基本構想の法的な策定義務がなくなり、議会の議決を得るかどうかは自治体の判断に委ねられることになりましたが、同日付で自治体の判断で議会の議決を得て策定を行うことも可能との通知が出ています。要するに、基本構想は自治体の判断で条例化してもいいし、しなくてもいいということです。

それで今、河合愛A I構想の状況といえ、条例化されていません。したがって、これ、町長が変われば、変わる基本構想というふうな形になっております。これ、河合愛A I構想というのは、河合町の最上位の基本構想でありながら条例化されていないことが、私は一番町長として残念やったなと思います。

このあたりは、町長、条例化についてはどのようにお考えですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 自分の頭の中では、一番に説明しましたように、とにかく動いていこうという、そういうところの頭が中心で、今まで前進してまいりました。今、議員おっしゃるように、この河合愛A I構想を続けていくということをしかり、そういう部分でも定着させる必要があると私も認識しておりますので、今言っていたことにつきましては、今

後、生かしていきたいと思っております。それをしっかり考慮していきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 動きやすいというふうに、先ほど部長のほうから言われて、条例化していない。その裏付けと言ったらおかしいですけども、実際、この河合愛AI構想というのは、役場の内部で独自に町長が作成したもので、町民の代表である議会の意見も聞かず、また、住民の意向も十分反映した構想ではないと私は考えております。だから、条例化する際には、当然、議会のほうにもお話が来るので、今度はもっとちゃんとしたものになるのかなど。そうすれば、我々議会としても協力できるんです。これ、最初につくられたときには議会には何もなかったんで、協力のしようがないということで、町長、やはりその辺はきちっとやっていただきたい。

それとあと、最初に言いました都市計画マスタープラン。これというのは、やはり、これから魅力あるまちづくりをつくる上で、やっぱり大事な計画なのかなど。だから、都市計画マスタープランといいましたら、これは地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの地域特性を踏まえ、住民の意見を反映させながら、将来の町のあるべき姿や新しい時代に対応した住民生活を実現するためのまちづくりの指針となる計画であって、魅力あるまちづくりには欠かせない計画と考えておりますので、このあたりも、町長、早急に策定されることを私から、これは要望といったらおかしいけれども、早く条例化されることをお勧めします。

以上で質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（谷本昌弘） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

11時から再開いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（谷本昌弘） 7番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） おはようございます。議席番号10番、馬場千恵子。通告書に基づいて質問いたします。

今回は2点質問いたします。

まず1点目、新型コロナの予防・対策・支援についてです。

岸田首相は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を決めました。

5類化に伴う医療費の公費負担の見直しも指示しています。一定の経過措置を設けた上で、段階的に移行していくということですので、縮小されることは間違いはありません。

8波の感染状況を見ても、高齢者施設でのクラスターなど、予断を許しません。

そこでお伺いいたします。

1、5類に移行することにより、河合町では具体的に何がどのように変わるのか。ワクチン接種や消毒、隔離、マスク着用などの感染予防はどうなりますか。

2番目、感染状況の把握や感染者の支援はどのようになりますか。

3番目、住民の健康と命を守るための今後の対策については、どのようにお考えでしょうか。

2点目は、すな丸号の利便性向上のために。

河合町では、高齢化が急速に進み、運転免許証の返納が増加しています。日常的な買物や医療機関への受診、文化活動など、移動のニーズは高まっています。豊かで暮らしやすい地域づくりには、公共交通、コミュニティーバスすな丸号の存在は欠かせません。

また、旧第三小学校跡地への体育館や中央公民館の機能の移転、そして、イオン跡地の新たな商業施設の開店など、ここ二、三年の間に、住民生活に直結する大きな変化が目前に迫っています。当然ながら、すな丸号の運行ルートやダイヤの改正などが必要となります。

私は、かねてから、すな丸号の活用について利用向上委員会を提案してきました。しかし、名称にこだわるものではありません。住民と町とが協働して、運行の改善に関わる検討委員

会の設置が必要ではないでしょうか。

2019年6月議会では、新たな検討の場というのを立ち上げ、利用者などを中心とした外部の人に入っていただいたものを考えている、資料などを出した市町村の例などを今、収集しているところである、なるべくスピード感をもって取り組んでまいりますという答弁がありました。さらに、清原町長は、新たな検討の場を設けまして、早急にどうか前向きに論議を進めたいと答弁されています。早急にと答弁されてから3年8か月が経過しています。今こそ河合町内の状況の変化やニーズの高さなどを鑑みて、継続的に検討できる会を設置し、日常的に対応できる窓口を設けることが不可欠と思いますが、いかがお考えでしょうか。

私は、コロナ対策につきましては、コロナ感染拡大を防いで命と健康、暮らしを守る立場で、また、すな丸号につきましては、高齢化が進む中で高齢者の方をはじめとする住民の皆さんが生き生きと過ごせるようにという思いで、今回質問させていただいております。よろしく願いいたします。

再質問は座席にて行っていきたくと思います。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 新型コロナの予防・対策・支援についてというご質問の1番の5類に移行することにより、河合町では具体的に何がどのように変わるのか、ワクチン接種や消毒、隔離、マスク着用などの感染予防はどうなるのかというご質問ですが、法律に基づいて政府や都道府県などが取る措置が変わってまいります。

感染者への入院勧告や感染者や濃厚接触者の外出制限、屋内で着用を推奨されてきたマスクの着用、感染者の把握、感染者を診療する医療機関への補助といった医療的な措置が変わります。緊急事態宣言などはなくなり、飲食店に対する営業時間短縮などの要請もなくなります。水際対策も原則的にはなくなります。

また、将来的には、医療費やワクチン接種が全額公費負担から一部自己負担に変わっていく見通しということになっております。

感染症法上の分類の移行に先立ち、スポーツやコンサートなどにおける観客数の制限も見直されました。

町としても、国や県の指示に基づき感染対策に努めていきます。

また、ワクチン接種に関しては、感染症法上の位置づけの変更に関わらず、予防接種法に基づいて実施することになり、引き続き今後も実施してまいります。また、令和5年度に関

しましては、現行の特例臨時接種の実施期間が令和6年3月末まで延長されました。

マスクについては、3月13日より個人の判断での着用が基本となります。

2番の感染状況の把握や感染症の支援はどうなるかということで、感染状況の把握ですが、町としては現時点でも個人の感染情報は届いておりませんが、感染者数の集計に対しては、これまでの全数報告から特定の医療機関からの報告に基づく定点把握となり、医療機関や県の負担軽減につながるものと思われま

す。5類への引下げに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象ではなくなるため、感染者に対する入院勧告や就業制限、外出自粛要請、健康状態の報告などを求める措置もなくなります。感染症法上の支援疾病ではなくなります。

3番目の住民の健康と命を守るための今後の対策についてどのように考えていますかということで、法律に基づく政府や都道府県が取る措置が変わることで、町の対応も変わってまいります。

5類見直しになれば、季節性インフルエンザ並みに変更され、入院勧告や就業制限、外出自粛、健康状態の報告などの要請がなくなり、一般医療機関の受診や入院が可能となります。これまでは、医療機関を受診したい場合には、奈良県が指定する発熱外来に予約を入れて受診することになっていました。今は、発熱外来や検査がどこでできるかの相談を町は担っております。発熱外来がなくなるため、季節性インフルエンザ同様、自分でどの医療機関に行くか選べるようになります。どの医療機関でも診療できるようになりますが、診療するかどうかは各医療機関の判断に委ねられているので、実際に全ての医療機関が新型コロナウイルス感染症を診療するかどうかは分かりません。今後も奈良県や保健所や医師会と連携を取りながら、住民の方に、混乱や不安のない日常生活が送れるように、必要な情報提供を行っていきたくと考えております。

以上です。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村管財課長。

○管財課長（西村直貴） 私のほうからは、すな丸号の利便性向上のためにということで、運行に係る検討の場の設置について回答させていただきます。

今回、コロナ禍により開催が遅れておりましたが、応募による住民の方との意見交換会を昨年11月、先月の2月、2回を実施させていただきました。

その中で、すな丸号に対する様々な意見や要望をいただき、1月からは車の側面に運行ル

ートの掲示などをさせていただきました。

令和5年度には、すな丸号をより身近に利用していただけるよう、住民の方と協働して、運行の改善であったり利便性の向上を目的として、検討委員会の設置を予定しております。

また、すな丸号の日常的に対応できる窓口といたしましては、管財課にてご意見、ご要望なり、お問合せで随時対応させていただいております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、コロナ上におけますコロナ対策について再質問させていただきます。

政府のほうは5類に移行するという事に決まりました。ところが、この新型コロナウイルスそのものの力というか感染力は、何ら変わらない状況にあります。そのような状況の中で、コロナにかかった方とか濃厚接触の方については、その待機期間がなくなるとか、また、飲食におきましてそういう枠はなくなる、そういったことになると感染が広く広がる、そのように思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） コロナの感染症の力自体は変わっていないと思いますし、新たな新興、デルタであったりオミクロンってどんどん変化していっているんで、また今後変わる可能性も出てきます。実際、現在、第8波のときには、従来株プラスオミクロン株という2種混合のワクチンになりました。で、今度、また春、5月から8月の接種に関しては、同じオミクロンの2型のワクチンがありますが、また秋以降の9月、12月接種というのは、ワクチンが変わって、また接種のほうがあると思います。やはり、接種があつて感染率も下がったと思われまして、高齢者の方は、もし罹患してしまったら重篤な症状になってしまうので、町として特に新型コロナワクチンの対策室としても、皆さんがワクチンを受けられる体制をきちんと今後も確保していくというように努めていきたいと思っております。

また、現在の状況であるとか、費用を取るとなってしまうとワクチンを受けなくなってしまって、感染者が広がるということになってしまいますが、実際、2023年度、令和5年度はワクチンは無料で受けられますので、皆様にできるだけワクチンを受けていただく。あとは、町内の高齢者施設のほうへも町のほうからワクチンを供給して接種してもらっていますので、

感染率を下げるためにも、できるだけワクチン接種には積極的に取り組んでいく体制で、町として臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 本当に新型コロナの感染力というのは、位置づけが変わっても弱まるわけでもありませんので、今後も流行を繰り返すというような状況になるかと思えます。

それで、ワクチンという、すごく有効だというふうにおっしゃっていますけれども、そのワクチン自体が、接種される方が最初に比べて減ってきているという状況にあります。こういったことも含めまして、高齢者の施設でも受けられるというような対応もされているようですが、学校など職場においてもクラスターとかが起こる可能性は大いにあるかと思うんですけれども、ワクチン以外の対応についてはどのようにされますか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） まずは、高齢者施設のほうには、今後、令和5年度もマスク、感染症予防の物品は配布されると、国から情報は聞いております。

学校等においては、教育委員会と連携を取りながら、現在の感染情報の情報共有を図ったり、あと、子供たちの感染症サーベイランスというのを把握して、欠席者が多ければ、季節性インフルエンザと同等ですので、学級閉鎖なりの対処というのは同じだと考えておりますので、クラスターが起こらないような感染症予防というのは今後も続いていくと思えます。ただし、子供たちは発達段階においてマスクを外して活動していくというふうに国のほうが言っていますので、今までのような強い、マスクをして感染予防を図るという部分ではなくなるかとは思いますが。

それで、庁舎内の感染対策においては、今のところは庁舎内の新型コロナ対策本部のほうで話し合っておりますので、今後、また住民の方に周知が行くと思えます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） インフルエンザと同じ扱いになっていくというところで、すごく心配があるんですけれども、インフルエンザで亡くなる方というのは、年間約3,000人ぐらいと言われていています。それに比べて新型コロナウイルスでは、昨年3万6,000人以上の方

が亡くなられたという報告もあります。

いきなり5月8日から5類になると言われて、いろんなことが緩和されていく、濃厚接触の方は5日間待機、患者さんについては7日間の待機というふうに、それも期間がなくなるということですので、いくら本人が注意していても、個人的に注意していても、そういったウイルスの感染拡大というのは防げないように、ある程度防げないというふうに思うんですけれども、町として、先ほども国の指示というふうなこともあるんですけれども、河合町としても独自でそういった手立てを考えていかなければならないのではないかと思います、どうでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 現行、住民の方への市町村支援として、買物支援やパルスオキシメーターの貸出しを行っておりますが、買物支援に関しては、5月8日以降は今のところは継続の旨はないんですけれども、パルスオキシメーターの貸出しに関しては、このまま継続して実施していくように考えております。

また、県のほうにも確認しましたが、今後、県のほうの電話相談窓口等がどうなるのかというのが、先週の時点ではまだ県のほうでは決まっていないようで、今後、今、各保健所が行っている発熱外来の電話相談窓口等がどうなるかというのは、きちんと出次第、5月8日以降は、河合町の方が相談窓口に困らないような情報提供はしていこうと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） いろんなことが緩和されて、実際に感染された方、日常の生活を支えるという意味でも、買物支援というか買物は欠かせないものになっていくと思いますので、そういう点でも河合町独自の施策というのは必要かと思っておりますので、ぜひそれは続けていってもらいたいというふうに思います。

それと、PCR検査についてはどんなふうになっていくのかということもお聞かせください。

それと、発熱外来なんですけれども、実施しているところが一般の、普通の医療機関のところでも診察を受けるということになって、それぞれの医療機関の判断に任せるというふうになっていますけれども、実際にインフルエンザかコロナの感染かというのがはっきり分からない状態で一般の医療機関のところ、発熱外来がないような状況で受入れが可能なのか、

そういった症状が出た人が安心して治療が受けられるのかという点では、不安も残りますし、健康も守れない状況になっていくかと思うんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） PCR検査に関しましては、3月31日までは、今のところ県の実施している無料検査というのは実施していくとホームページにも記載があったんですけれども、それ以降のことはまた連絡があると思います。

また、町内の発熱外来は、現在、7か所医療機関、発熱外来として実施してくださっているんですけれども、5類に変わった5月8日以降、その発熱外来という形で残るのか、残らないのかという部分が、今はちょっとこちらのほうでは把握ができておりません。ただ、PCR検査も、現在、季節性インフルエンザって流行しておりますが、インフルエンザの検査と一緒にPCRの検査も通常実施されているので、保険の3割負担であったり保険の中での検査での実施というのはできると思います。

ただ、今、防護服を着ての検査であったりとか、時間を変えて各医療機関が行っている部分を、どう変わるかというのは、町のほうから依頼をしてというのではなくて、また県の医師会等が相談して検査体制というのは決めていく部分だと思うので、そのところの情報提供というのを町のほうではきちんとやっていきたいと思っております。医師会との連携も今まで以上に、季節性インフルエンザと同じ5類に変わるという部分をきちんと詰めていって、住民の人が混乱しないような相談窓口というのは今現在も、発熱外来は、どこにあるのという相談というのはずっとこちらのほうで受けていますので、同じように情報提供はしていきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その情報提供についてですけれども、5月8日以降いろんなことが緩和されて、先ほども言いましたけれども、コロナのウイルスについても感染力が弱まるわけではないので、いろんなことが緩和されている中で蔓延していくということは十分考えられますが、その辺の認識はどうでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） やはり、緩和されていくことで感染が広がるということもあるんですけども、個々の判断に委ねられてしまうところをこちらのほうで強制もできないというのはあります。でも、マスクの着用のルールの中に、高齢者と接するときであるとか、電車の中に多数の方が密になるようなところではできるだけマスクをして、エアロゾル、マイクロ飛沫での感染が拡大しないような状況をつくろうというような部分もありますので、今のところはできる範囲の個人の感染予防というのは責任を持って、それぞれがやっていってもらわないといけない情報提供というのは、衛生部のほうではやっていかないといけないかなと思っています。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ある程度対応できることって限られていくかと思うんですけども、その情報提供というのはどういう形でされていくのか、また、高齢者等について、判断等が難しい状況の方については、どんなふうにされていくのかということも含めてお答えください。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 福祉政策介護保険部局や社会福祉協議会、地域包括支援センター、若い世代には子育て世代包括支援センター、保健センターと連携、協力しながら、あとは、今までもワクチンのときには自治会の総代会のほうにワクチンの状況や接種率、感染状況のお話をしたりとか、民生児童委員会でもお話をさせていただいて、各住民の方にも少しでも話が届いていくような時間を設けたりしてしましたので、今後も同じように各所から情報提供というのはしていきたいと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 扱いは5類になったということで、今までと同じような対応では到底追いつかないというか、流行が広がっていくというようなことは当然考えられるし、ということで住民の皆さんも不安に思われていることが多々あるかと思います。その中で、住民に安心してもらえる、健康が守れる、コロナから自分自身も守っていくということで、河合町としても、もう5月8日って間近ですので、独自の対策を取っていかないと、河合町のところでクラスターがいっぱい起こっているよみたいなことにはならないような対応、住民

の方の健康を守っていく、疾患等をお持ちの方については命を守っていくという立場で取り組んでいくという決意というか、住民を守るよみたいなところを、町長とかはどんなふうにお考えでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） この間、行いましたコロナ対策本部会議でも、今、議員おっしゃったように、感染症対策は引き続き行っていくことと、それから、予防接種の体制もしっかり堅持して、国・県の指示に素早く対応できるようにしていくという内容で確認しております。

また、いろんなイベント類に関しましては、近隣町の様子をしっかりと情報収集しながら、河合町としてどのようにしていくか、公民館とかいろんな公共施設もございしますが、そういうことでもしっかりと近隣の情報も集めながら感染症対策していきたいと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 繰り返し言うようで申し訳ないんですけども、今までどおりでは感染は防げないと思います。実際に、今まで国の方針、県の方針の下にいろんな対策を取ってきたけれども、高齢者の施設でクラスターが起こったり、学年での閉鎖が起こったりということも実際にありますので、それがこういった5類になることで枠が緩和されて、感染予防においても本当に住民がコロナウイルスの危険にさらされるというような状況になっていくかと思しますので、その点についてもしっかりと対策、独自の対策を取ってほしいというふうに思います。

独自の対策を取るという点で、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど次長が申しあげましたように、河合町の特性なり、河合町の住民にとりましてどのような対策が一番いいのかということは、しっかりやっています。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 既にもう5月8日からそういった枠も外されて、いろんな状況も変わってきている中で、今、具体的にどうするというようなこともまだ決めていないという状況にあるということですね。

町長、お答えいただいていますか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 詳細につきましては、先ほど次長のほうから報告させてもらった内容で確認しております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 私は、新聞とかテレビとかで5類に移行するということが報道される中で、住民の方はすごく不安に思われていると思います。そういった中で、その対策はこういうふうに関河町ではしているよというところをできるだけ早く示してもらわないと、高齢者の施設に入っている、預けている方のご家族の方も含めて、学校に通わされるご父兄の方も含めて、不安に思われているかと思えます。そういう意味で、その対策は、5月8日までにどのようなスケジュールでそういう計画を、対策を立てていくというふうにお考えでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 先ほど町長が申しましたように、コロナ対策本部会議、都合51回開催をしております。その中で、国のほうの方針として、社会経済活動の活性化ということも両輪として掲げられておりますので、町といたしましては、ハイリスクの高齢者の方、もしくは基礎疾患をお持ちの方、そういった方への対策を十分にしていきたいなというふうには考えております。まず一番は、死亡者をなくす、これに尽きるのかなと考えております。そういった意味から、ワクチン接種につきましては、積極的に情報発信をしてみたいというふうには考えております。

それと、インフルエンザも含め、基礎的な感染予防というのは同じかなと考えておりますので、そのあたりの徹底も繰り返し訴えてまいりたいなと思っております。

なかなか、国・県でそういった方針が示されている中で、町独自の施策をするというのは難しい面もございますので、今後、国・県、それから医師会との連携も深めながら、こういった対策が可能なのか、そういったところもコロナ対策本部会議で検討してまいりたいなと考えておるところです。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 私が申し上げたいのは、国とか県の対応待ちではなくて、河合町として独自の施策というのは持てないんですか。持ってはいけないことになっているんですか。

それと、令和6年までワクチンの接種については公的にいけるということですよ。それ以降についてはどうなるのかも含めて、長い目で見て河合町の住民に対して命も健康も守っていくという立場で、できるだけ早くその対応を持つということで、県や国を待っていたら、知らん間にコロナウイルスが5類に下げられるというようなことになってしまっていて、住民が危険にさらされていくというようなことになってしまいますので、その対応はできるだけ早くお願いしたいと思います。

これでワクチンについては、質問は終わりたいと思います。

次、すな丸号についてお聞きしたいと思います。

すな丸号の検討委員会の立ち上げということで、令和5年の早い時期というふうに、今ご答弁いただいたかと思うんですけれども、この令和5年というのは、令和5年なのか、令和5年度なのか、どちらか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 令和5年度を予定しております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ということは、今年中ということですね。私がなぜこんなふうなことを聞くのかというと、今まで「早急に」と言われて3年8か月という年月が経ってしまったということもありますので、令和5年度になりますと来年の3月までしないのかというようなイメージを持ってしまいましたので、失礼ながらお聞きしました。

それと、この検討委員会ですけれども、この検討委員会のメンバーについてはどのようにお考えでしょうか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 今回、こちらのほうで予定させていただいている検討委員会のメンバーに関しましては、すな丸号を利用していただける高齢者の方だけではなくて、子育て世代をも含む全ての住民の方に利用しやすい、すな丸号にしていくために、いろいろな年齢層の方をメンバーに参加していただければと考えています。

募集人数や募集の方法、詳細に関してはまだ未定ではありますが、決まり次第、広報、また、ホームページ等を通じて広く募集のほうを呼びかけたいと思います。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ちょっと先ほど聞き忘れましたが、令和5年ということで、大体どのぐらいをめどにつくっていくということでお考えでしょうか。それによっては、メンバーの募集につきましても早急にしないといけないということもありますので、お聞きしたいと思います。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村管財課長。

○管財課長（西村直貴） できるだけ早い時期で予定をしておりますが、令和5年度の夏頃までには、ある程度形になるように準備をしていきたいと考えています。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 私は、大体これぐらいとか、これぐらいの頃とかというのはあまり信用していないんですけれども、8月だったら8月、7月だったら7月というふうにきっちり決めてもらわないと、やっぱりなかなか計画というのは立ちにくいかと思います。その頃にしようと思っていたけれどもできませんでしたでは、なかなか今までの課題の積み残しということになりますので、そのあたりもお答え願いたいと思います。

で、町長のほうにもちょっとお聞きしたいと思いますが、この検討委員会については、町長はどのようなスケジュールで進めていこうというふうにお考えでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） すな丸号につきましては、町民の皆様にとって本当に大事な、大切な公共交通という認識は持っております。コロナ禍ということもございまして、なかなか一堂に会して会議を開きにくい時期でもございました。

また、公共施設の相互利用など、ほかの市町との連携の在り方も変わってきておりますので、そういう部分でもしっかり情報を収集し、住民の移動手段としても、これからもしっかりと検討委員会で議論していく必要があると思っております。

課長が申しあげましたように、これからイオンの跡地のこととか、それから、旧第三小学校の跡地の公民館、体育館の移設もございます。それから、上牧町のドン・キホーテのほうからも、河合町の町民の方で、あそこまで延伸を希望しているという、そういう声も届いておりますので、ちょうど2回、先ほど申しあげましたように、意見交換会ありまして、私もご挨拶なり、後の様子、聞いているんですけども、議員おっしゃったように本当に今まで伸びたことにつきましては、おわび申し上げたいと思いますが、これからはどんどん積極的に論議を展開していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） なかなか、みんな集まって話も、コロナ禍で持ちにくいということですけども、幸いなことに5月8日から集まってもいいよというみたいな話になりますので、ぜひ早急にそういう場を設けていただいて、なぜ急いでいるのかということも考えていただきたいと思います。一つは、運転免許証を自主返納された方、町長の施政方針の中で、ICカードを配布するというふうにありましたけれども、条件を満たした方というのはどういう方なのか、また、ICカードの中身はどういう中身なのかというのをお答え願いたいと思います。

町長の施政方針の中で言われていたことですので、町長、お願いします。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 申し訳ございません、ICカード、資料をお持ちしておりませんが、返納された方に、たしか3,000円のICカードだったと思います。そのあたりにつきましては、予算審査特別委員会の中で、また改めて報告をさせていただきたいと思います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 条件を満たした方というのは、返納されたということだけですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 今、確実に分かるのは、返納された方であるということで、その辺りにつきましても、また予算委員会の際に答弁をさせていただきます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このICカードの中身についても詳細は分からないということですので、お聞きしても仕方がないかなと思いますけれども、その3,000円と限られた金額ということですので、運転免許証を返納された方、どういう状況に置かれるのかということをご存じでしょうか。どんなふうに思われますか。

よろしいですか、例えば、高齢者の方で運転免許証を返納された方、医療機関に行くのにタクシーを使ったり、また誰かに送ってもらったりということ、自由に行動が取れない、また、商業施設への移動もなかなかやりにくいということで、今、町長のほうから上牧のドン・キホーテの話も出ましたけれども、それは実現するという方向でしょうか。もしそうだったら、いつ頃そういったことが実現するのも併せてお聞きしたいと思います。

それと、運転免許証がなくなるということは行動範囲も狭くなります。最初に通告書の中でも述べましたけれども、文化活動も含めて、移動がしにくいというようなことにもなりますので、そのあたりのことについてどういうふうにお考えでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） ドン・キホーテの件でございますが、ちょうど先月、来られまして、いろんな課題等があれば一緒に解決をしていきたいというご提案がございました。ただ、具体的にそのすな丸号をどういった形で乗り入れるかということころまでは、まだ話が進んでございませんので、そのあたりについて今後、すな丸号の担当課と連携をしながら進めてまいりたいなと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） すな丸号について、町内だけではなく行政区をまたいでそういったことができるということは画期的なことだと思います。

住民の方から、例えば、泉台にお住まいの方はJR法隆寺駅まで行けないとか、また、それ以外の地域の方でも、広陵町の傷病施設のほうにも行けないとか、いろんな希望があります。そういったことで、すな丸号を活発にというか、ルートとかダイヤとかを変えることで必要などころに自由に移動ができる、そのような条件をつくっていくということが必要かと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○管財課長（西村直貴） 議長。

- 議長（谷本昌弘） 西村課長。
- 管財課長（西村直貴） そういう他市町村との連携に関しましても、検討委員会の中である程度意見が上がってきた部分を、市町村でできる部分、連携しながら検討していきたいと考えております。
- 10番（馬場千恵子） はい。
- 議長（谷本昌弘） 馬場議員。
- 10番（馬場千恵子） この検討委員会、オールマイティーのような検討委員会ですけれども、そういう立場で検討委員会が開かれるなら、夏まで、いつ頃かというのもきっちり示してもらいたいのと、その構成メンバーについても、全ての方、全ての層の方、年齢層の方というような曖昧な言い方じゃなくて、まちづくり条例の中にもありますけれども、住民の方と町と、また議会と、いろんな諸団体の方も含めましてこれの検討に入るということで進めてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 管財課長（西村直貴） はい、議長。
- 議長（谷本昌弘） 西村課長。
- 管財課長（西村直貴） おっしゃるとおり、こちらのほうでもしっかりとメンバー等選定に関しては考えていきたいと思っております。
- 10番（馬場千恵子） この検討委員会というのは、定期的開催されるというような計画で進められますか。
- 議長（谷本昌弘） 挙手をお願いします。
- 10番（馬場千恵子） はい。
- 議長（谷本昌弘） 馬場議員。
- 10番（馬場千恵子） 検討委員会ですけれども、定期的な開催というふうに考えておられますか。
- 管財課長（西村直貴） はい、議長。
- 議長（谷本昌弘） 西村課長。
- 管財課長（西村直貴） きっちりとした詳細に関しては未定ですけれども、約二、三か月に一度程度の頻度で開催はさせていただきたいと考えております。
- 10番（馬場千恵子） はい。
- 議長（谷本昌弘） 馬場議員。
- 10番（馬場千恵子） 先ほども言いましたけれども、夏頃とか、程度とかというのは、な

かなか私も理解しにくいんですけども、まず、検討委員会を立ち上げる時期ですけども、夏頃じゃなくてきっちりした日にちというか、示していただけたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） こちらとしまして、早急にすな丸号の部分で考えていかないのは重々ありますけれども、準備等、メンバーの募集に関しても、ある程度の期間を要すると考えておりますので、できるだけ早い時期、夏頃までには開催できるように、こちらとしてもすぐに準備をさせていただきたいと思います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 確かに、メンバーを決めていったりとか体制を取ったりするのに、ある程度時間はかかるということは理解できます。ただ、ゆっくりできないというような条件が住民の中にはたくさんあると思います。先ほどの運転免許証の自由返納のことであったり、また、町内におけるイオン跡の商業施設ができることであったり、第三小学校の跡地の利用が開始されたりということで、どんどん状況が変わってきています。

その中で、子育て世代の方も含めてですけども、高齢者の方、河合町は高齢化が進んでいる中で、高齢者の方が、どれだけ生き生きとこの町内でいろんな活動に参加できるのか、また、お買物も自由に行けて、生活が支えられていけるのかということは緊急の課題であると思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） すな丸号に関しましては、検討会だけではなく、町としても考えなければいけない部分もありまして、軽微な変更であったりとか、皆様が利便性の向上につながる部分に関しては、随時対応させていただきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 随時というのは、また随時なんですけれども、この検討委員会ですけども、町長が利用者との懇談会を2回ほど持たれて、その懇談会との関係はどんなふうになるんですか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 昨年と今年2月に開催させていただきました意見交換会に関しては、引き続きいろいろな広い意見をいただきたいと考えておりますので、検討会とは別で考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、検討委員会は二、三か月に1回、それとは別に意見交換会も、定期的にと言われたら、二、三か月に1回というふうに理解していいんですか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） そのとおりであります。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それと、先ほどの行政区をまたいでの運行についてですけれども、河合町では3市4町で公共施設の相互利用という方向で協定書も交わされているかと思えます。そういう意味からもそこに、まほろばホールの検討委員会でも話も出ましたけれども、その3市4町のところの公共施設を利用するということで、利用できますよというような協定書だったと思えます。

これについても、そこまで行く移動手段についても、この検討委員会の中でお話をさせていただく、また、町としても、すな丸号を利用してそこまでの移動を確保していくというふうなこともしていけないといけないのではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） その辺の部分も検討委員会のほうでお話する部分でもありますし、町として他市町村の連携についてはいろいろと検討していきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） また検討委員会、オールマイティーのような発言でしたけれども、

どれだけのことがこの検討委員会で十分できるのというのもだんだん心配になってきましたけれども、この検討委員会、本当にいろんな課題が今まで本当に山積みになっている、それを進めていかなければならない。皆さんの、住民の方の要望も本当にいっぱいあるので、そういうことも含めまして話し合っていないというような状況です。そういう意味で、夏頃ということですがけれども、いつ頃までというふうに理解してよろしいでしょうか。

はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 課長のほうは夏頃というふうにお答えいただきましたけれども、町長のほうはどんなふうにお考えですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私のほうは、課長が言いましたように、なるべく早くそういう機会を設けていきたいと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） なるべく早くというのが、また出ましたけれども、課長と同じ考えというふうに理解していいんですか。

町長にお聞きしています。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 当初の予定では、課長が言いましたように、夏頃ということでご提案させてもらって、今、議員のほうから、いろんな課題もあるので早くというご提案も言っていたいただきましたので、中身についてしっかり整理して、その上でやっていく形になると思いますので、今いつ頃というのははっきりちょっと言えない部分もございますが、とにかく早く、先ほど提案したこちらの日よりも早くできるようには動いていきたいと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 残り5分になりましたので。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この時期というのは本当に大切に、この一般質問をさせていただいても、いつ頃とか、早急にとか、前向きにとかという言葉がよくあるんですけれども、新た

な議会がまた4月から始まりますので、6月議会をめぐり、めぐりというのは私が使っても変かも分かりませんが、6月までにというふうに理解させてもらいたいですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

町長、お答え願ってよろしいですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） いろいろ、例えば、先ほどからお話出ていますけれども、施設の共同利用とかでしたら、施設というのはかなりいろいろ箇所がございます。そういった部分を含めるのと、あと、各近隣に市町村によってバスの運行体系とかそのあたりもかなり違いますので、その辺のところのすり合わせとか、そういった部分も、事前にそういった部分をまず確認をしてというふうに考えております。なので、その6月とおっしゃっている部分が、なるべく早くという形では思っていますけれども、必ず6月という形になるかどうかというのは、ちょっとすみません、申し訳ないんですけれども答えられないです。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 分かりました。

例えば、いろんなことが考えられるかと思えます。河合町から3市4町のほかの行政区のところの公共施設のところまで直接移動するのに使うのか、それとも、どこかで他町、他市の公共交通に乗り継いでいくのかということも考えられますので、住民の方が利用できるような、移動に困らないような、そのようなことも含めまして検討していただきたいというふうに思います。

住民の方が、やはり生き生きと河合町で過ごしていくためにも、すな丸号の運行、欠かせないというか大切だと思えます。私は、以前にも言いましたけれども、すな丸号でお買い物に行ったり、文化活動に参加したり、いろんな講演会、また医療機関もそうですけれども、活発に動くことによって介護とかの費用が少なくなっていくというような効果もありますので、そういう町全体として取り組んでいくということが、まさにこのまちづくりの問題だと思えます。河合町に行ったら、どこへでも自由に必要なときに利用できて、いろんな活動にも参加できる、お買い物も行けるよというような住みよいまちづくりを目指して、すな丸号の運行も進めてもらいたいというふうに思います。

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（谷本昌弘） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

再開は13時15分で再開いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時15分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

---

◇ 常 盤 繁 範

○議長（谷本昌弘） 8番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席ナンバー2番、常盤繁範が一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

設問としましては、1つでございます。河合町長の資質について質問をさせていただきます。

質問の趣旨を読み上げます。

河合町は、60年前の昭和38年2月に電力会社、鉄道会社、銀行、生命保険相互会社による開発企業団が発足し、その3年後にはガス会社も参画し、人間の活動の基盤である社会インフラを支える企業団によって開発が行われ、急激な開発、人口増加に行政が追随する構造の中で整備されていった自治体であると言えます。

平成5年12月に刊行された「創業三十周年記念誌西大和ニュータウンおかげさまで三十年」を基に、歴史をひも解きますと、停滞した土地買収、造成に対しての苦労、初期には企業団子会社による生活必需品や雑貨の直営販売、造園、建材、住宅設備、損害保険、不動産販売仲介、給油所、テナント管理などがかいま見えます。

年表を見ますと、昭和40年には、西大和ニュータウンマスタープラン計画概要を検討との記載もあり、行政との計画的な都市開発ではなく、企業団主導で都市開発が行われていったとも言えます。

当時の状況を町民よりヒアリングいたしますと、半世紀前からの状況でおぼろげではあることを前提に、土地買収協定価格設定やその後の買収価格協定価格の上乗せ協議や、個々に対する協力金によって得られた自治会運営を基盤として生活されてきた方々の声があり、また、そういった事柄も加えて、価格転嫁された建て売りを購入し、転入された方々の生活基盤整備、推進を求める声があり、それぞれの声に開発企業団と行政は、その声を反映した都市計画策定が後手後手となり、地域、町全体のランドデザインが不明瞭な状態で発展してきたことがうかがえます。

また、本来は開発後30年前後、昭和62年から平成10年ぐらいまでの期間に、次の30年の姿を想定し、共同参画の形をつくり上げるべく様々な再整備計画を策定すべきところを、将来性、機能性を考慮した都市計画がなされていなかったことが考えられます。

私は、この期間を無作為の10年間と考えます。

結果、構造的な問題や老朽化に対処する予算、緊急対策に充てられる工事予算など、町債発行を伴う財政負担を強いられており、現在の厳しい財政状況の理由の一つになっております。言わば、まとまりがない住民自治施策によって、団体自治施策の質の向上が図られなかったと考えられます。

そういった状況を補完しつつ、将来に向けて町を導いていく町長の資質として、大前提として特に清廉であり、実直であることが求められます。

よって、現職である清原町長の資質を、以下の内容で確認いたします。

- 1つ目、河合町政治倫理条例制定の経緯。
- 2つ目、第2条、第3条、第4条条文の逐条解説。
- 3番目、第2条2項について、町民への周知状況と職員に対して心構えの徹底、実施状況。
- 4番目、当該条例の罰則規定の有無。
- 5番目、町三役報酬、在任中の自主削減内容と期間、総額。
- 6番目、自主減額されている意図。
- 7番目、議会との審議（協議会・説明会・特別委員会・常任委員会・本会議）によって、町の施策となった事業。
- 8番目、調整基金残高の危機的状況を一定のリスクを負い、改善させた意図。

9番目、総合施策の見地に基づく、これから申し上げる下記の数値についての見解。

令和2年1月から12月、0歳から10歳、転出43人、それに対して、転入58人。

令和2年度4月から翌年の3月末までの数値、出生届出数64人。

令和3年1月から12月の0歳から10歳の転出33人に対して、転入が60人。

令和3年度4月から翌年3月末までの出生届出数62人。

令和4年1月から12月までの0歳から10歳、転出34人に対して、転入72人。

令和4年度4月から10月末までの出生届出数47人。

続きまして、10番目、河合町が高い就学意欲を持つ児童にとって、好立地であると考えます。直近3年間の中学受験状況、(国立・公立・私立)、この公立の場合は、例えば公立校でも一条中学・高校というのができました。そちらのほうに受験するために、例えばですけれども、引っ越すですとか、そういった意向も含めて受験されたかどうか。そういったところも含めて、確認させていただきたいと思います。

11番目、今後、町長自身がすべきこと、町の職員に求めること、議会に求めること、町民に求めること。

以上、11項目を質問させていただきます。

なお、追加質問につきましては自席にて行います。

○総務部次長(小野雄一郎) はい。

○議長(谷本昌弘) 小野総務部次長。

○総務部次長(小野雄一郎) それでは、私からは、ご質問いただきました内容のうち、政治倫理条例に関するもの、三役在任中の給与削減内容、そして、議会との審議によって実現した町施策という部分についてお答えいたします。

最初に、河合町政治倫理条例は、平成14年12月議会において、議員発議により提案、可決され、翌年、平成15年4月1日に施行しております。

制定に至った経緯につきましては、当時の会議録によりますと、当時、全国の自治体の中には、特別職である自らの地位の影響力を不正に利用し、自己の利益を図る事例が数多く見受けられるような状況があり、このような中、本町の町政の担い手でもある町長、助役、収入役及び議会議員が自らの襟を正すという意味で、当時の議会議員の皆様が審議を重ね、条例案を作成されたという記録が残されております。

次に、当該条例の2条、3条、4条の逐条解説という部分でございますが、当該条例は議員発議で提案されました条例でございます、案を作成された際の審議記録も少ないことか

ら、その内容を解説することは困難でございます。

一般的な各条文の紹介となりますが、第2条では、町長、副町長及び教育長、これらの方を今後この答弁では町長等と表現させていただきますが、町長等、議会議員、町民、それぞれの責務が規定されておりまして、町長等及び議会議員は、自ら進んで高潔性を明らかにすること、また、町民は、主権者として自らも町政を担っているという自覚の下、町長等及び議会議員に対して、その影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないということが規定されております。

次に、第3条でございますが、町長等及び議会議員が遵守すべき政治倫理基準というものが定められております。

この基準の一例を紹介いたしますと、町長等及び議会議員は、町が行う請負や業務委託などの契約に関しまして、特定の業者を紹介するなどの行為を行わないこと、また、町職員の採用に関して、推薦や紹介をしないことなどが基準として設けられております。

次に、第4条でございますが、町長等及び議会議員本人や、その配偶者など一定の親族が役員をしている企業などは、町が行う工事や業務委託の契約を辞退するように努めなければならないことが規定されております。

なお、先ほど紹介いたしました第2条第2項に規定されております町民の責務の部分についての住民周知や職員の徹底につきましては、条例施行のタイミングでどれほどの周知がなされたかというのは不明でございますが、現在、具体的に取り組んでいるものはないという状況でございます。

また、当該条例に罰則規定はございません。

次に、5番目といたしまして、三役在任中の給与削減内容と総額についてでございますが、清原町長が就任後、令和元年7月より町長、副町長、教育長の自主的な給与削減を継続しておられまして、その総額は、令和5年3月末、今年度末までで2,497万3,360円となります。

この給与削減の意図といたしましては、本町の優先課題でございます財政健全化の取組を進める中において、受益者負担の見直しの検討、各種団体等への補助金の見直し、既存施設の見直しの検討など、住民生活に影響のある内容が計画されており、住民の皆様のご理解を得るためには、特別職自らの人件費を削減し、共に痛みを分かち合う必要があるというご判断に基づき、実施、継続されてきたものとなっております。

最後に、議会との審議によって実現した町施策につきましては、まず、議会の決議として可決されたものを例として挙げさせていただきますと、個別外部監査制度の導入、リーガル

サポーターズ制度の導入、まちづくり自治基本条例の制定などがあり、先日も、強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査が完了したところでございます。

また、一般質問などでご提案いただきました手話言語条例の制定や若手職員の行財政改革検討会議といった例もあると考えております。

私からは以上となります。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（谷本昌弘） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 私からは、8番目の財政調整基金残高の危機的状況を、一定のリスクを負い、改善させた意図は何かという質問についてお答えさせていただきます。

財政調整基金は行財政運営における財源の調整のほか、社会経済情勢の変動や災害などの不測の事態に対応し、柔軟に財政運営を行うためのものでございます。

一般的に、この基金の適正規模は標準財政規模の10%とされております。本町の標準財政規模は、令和元年度では約42億9,000万円で、その10%は約4億3,000万円でありました。

一方で、本町では、歳入歳出の収支が厳しい中、平成27年度以降は、基金の取崩しをしながら財政運営を行ってきたことによりまして、令和元年度末の財政調整基金残高は、約4,000万円まで減少しておりました。

この状態では災害等の不測の事態に対応できないばかりか、少しの収支の悪化でも赤字になりかねない非常に厳しい状況であり、早急に対策を打つ必要がございました。

このため、金融機関と協議の上、一部町債の償還条件の変更を行い、令和4年度までの償還額を減額することといたしました。そして同時に、財政健全化の取組を進めたことや普通交付税の増額などの一般財源収入が増加したことなどによりまして、財政調整基金を想定以上に蓄えることができ、より柔軟な財政運営が可能となったものでございます。

以上となります。

○政策調整課長（岡田健太郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田政策調整課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、ご質問9番、総合施策の見地に基づく、お示しいただいた数値についての見解に基づいて回答させていただきます。

河合愛A I 構想の3つの重点施策を中心に事業を取り組んできた結果、特に子育て・子育て環境の充実においては、例えば令和2年度に絶好のロケーションにかがやきの森こども園が開園し、町の体制も子育て支援課を立ち上げ、充実した子育て環境や相談体制が整ったこ

と並びに教育のまちづくりにおいては、35人学級の実施や英語、プログラミング教育の推進など特色ある教育環境を提供してきたことで、人口の社会動態では月によってプラスになることも度々発現し、若い世代の転入も目立ち、成果が表れていると考えております。

出生数についても、国の施策に基づいて、事業も含め、着実に子育て世代へのニーズに合った取組を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、10番目、直近3年間の中学校受験状況について答弁させていただきます。

直近の3年間の中学受験状況につきましては、令和5年度入学予定といたしまして中学受験をした人数は17人でございます。令和4年度的人数につきましては12人、令和3年度も人数は23人でございます。

以上でございます。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 11番、今後、町長自身がすべきこと、町職員に求めること、議会に求めること、町民に求めることで答えさせていただきます。

これまで私は住民の立場、議員の立場、町長の立場を経験してまいりました。

それを踏まえまして、改めてこの3者の関係性がうまく機能し、信頼関係を保ちながらまちづくりは進めていかななくてはならないことを痛感しております。

特に、町長に就任して以来、施策を進めていく中で、住民の皆様とともに歩んでいくためには言いつ放しではなく、責任を持って自分事として、また、町をよくするための建設的な意見などを言える環境づくりが必要であると常々考えております。

そのような環境が河合町まちづくり自治基本条例の制定、施行によって担保できたと考えています。

これまでご質問にあるそれぞれがすべきこと、求められる役割はこうあるべきという観念的なものでございましたが、本条例によりまして明確化されました。

つまり、今後、町長含め、執行機関の役割と責務では、公正かつ誠実な町政運営を実行し、町民及び町議会の施策執行などの説明責任を果たすべきで、また、そうなるための効率的な

行政経営や組織体制の整備も必要になってまいります。

町職員は法令を遵守し、公正、誠実で効率的に職務を遂行することや、地域課題の発見や解決への取組、地域のまちづくり活動への参加が求められてまいります。

町議会の役割は、町の重要事項を議決する権限や、町民の意思が町政に適正に反映されているかを監視し評価する権限を有することから、町民との情報共有、開かれた議会運営や議決責任と、町民への説明責任などが求められてまいります。

町民の皆様は、今後、協働のまちづくりを推進していくために、主体的に町政への参加、企画並びに大字、自治会など、住民自治活動にも積極的な参加をお願いしたいと考えています。

この条例を基本としまして、今後も3者の歯車をしっかりかみ合わせて、魅力あふれるすばらしい河合町を次世代に受け継いでいく所存でございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、ご答弁いただきましてありがとうございます。

ご答弁に基づきまして、何点か追加質問させていただきたいと思います。

まず、河合町の政治倫理条例の経緯の部分、説明いただきました。私も事前にこれは会議録のほうで確認しておりまして、その前文の部分、趣旨説明の部分にこういうことなんだろうなところがありましたんで、そちらのほうをピックアップさせていただきながら、こういった形のものはどうなのかというところをお伺いしたいと思います。

趣旨説明文に、全国の自治体の中には、自らの地位の影響を不正に行行使して、自己の利益を図っている事例も数多く見受けられており、特別な地位にある我々が自らの襟を正すという意味合いからも制定は重要であると、このように説明されています。

これは、金銭的な利益のみならず、社会的な地位ですとか政治的な地位ですとか、そういったものの確立、そういった利益という意味合いでも規定されているんじゃないのかなと私は自分なりに解釈しているんですけども、例えば当選の暁には、ある個人、団体に対して協議、審議の場で政策を優遇すると、そういった取り交わしを行うことについても、私は不適切であるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） ご質問の政策優遇という部分につきましては、まず、その対応であるとか、個別具体的に判断するものでございまして、例えば全てが適切であるとか不適切といったものではないと判断しております。

例えば、選挙期間中に訴えてこられた政策を、当選し町長となられた方が役所内で公式なものであると位置づけを行い、議会で説明責任を果たし、また、必要に応じて議会の議決をいただきまして実行されるようなものであれば、結果として一部の団体などに優遇や補助金を支出するようなものであっても、それが不適切というわけではないと考えております。

ただし、このような場合でも地方自治法上は公益上の必要という部分がございますので、まず、公益上必要なものかどうかという部分が一番最初の判断材料になるところではないかと考えるところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

要は、当然いろいろなことがあるわけです。約束事もあるし、当然考え方が合致しているから、一つのパーティーとして政策集団が出来上がるわけで。

そういった形としては理解を示すところではありますが、大事なポイントとしては公益性をしっかりと担保している、兼ねているということが大事だということを確認したいんですが、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） すみません。繰り返しの答弁になってしまうか分からないんですけれども、例えば、地方自治法の232条の2では、補助金などの支出は、公益上の必要があるということはもう明文化されておりますので、やはり公益性という部分が重要になってくると考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。ありがとうございます。

では、続きまして、設問2のところで追加質問させていただきます。

今お話ありましたように、地方自治法上禁止されている事項であるわけですが。

例えばですけれども、請負を回避するため、そういった形のものとして、こういう形のもの

のですよというところで、一応回避する方法としてよくうわさに聞くんですけども、立候補の予定者が選挙期間の前の準備期間から選挙後、ある一定期間まで関係自治体から直接的、また間接的に事業を請け負う事業者の代表者を、親族ですとか家族から変更する、そういった形の手続、こういったことがよく聞かれるんです。

これって、第2条にうたう、この条文にあります、町長及び議員は町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないとあるように、これはちゃんと確保されているかどうか、私は疑問に思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、議員がお述べになられたような行為が、選挙期間中にあるかないかという部分は、ちょっとお答えは差し控えさせていただきますが、もしそのような行為があったとするならば、政治倫理条例に定める高潔性という部分を欠くような行為ではないかと考えるところではございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 分かりました。

では、続きまして、設問3番です。

第2条第2項について、町民への周知状況、これは条文にうたっているわけです。これに対しての実施状況は、ないっておっしゃいましたけれども、これしなくていいんですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 周知に関しましては、条例が施行して、今20年が経過しておるところでございますから、議員お述べになられましたとおり、必要であると考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町民の方とは、私とよく話をする人の話なんですけれども、ある意味ちょっとした必要悪やわと、そのぐらひはな、あるってという感じで、会話するんですけども、いや、そんなものですかねと話しするときあるんです。

これ、当然のことみたいな形にだんだんなっていくというのは、私は非常に危険性がある

と思いますんで、劇的に周知するという事は考えていただきたい。そのように思いますんで、ご検討いただければと思います。これに関しては、答弁は結構です。

続きまして、罰則規定の有無、4項目めです。

当該条例の罰則規定の有無がないとありましたが、基本的にこの条文の趣旨を見ていきますと、条文を見ていくと、第5条の部分に政治倫理審査会、こういった形のを設置して開催するという形のものがあるって、それを開催した後に、何らかの形の判断が下されるといった場合は、当然告示されるというか、公表されるわけですね。

そうなりますと、当然社会的な罰を受けるようなそういった状況になると思うんですけども、罰則はないとしても、そういった形で衆前にさらされるというか、そういった形のものはあるわけです。そういった意図もあって、こういった形の審査会というものが設置されて開催、行われて、しっかり適正な判断がされるということで、解釈としてよろしいでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私の考えも全くの同様でございまして、直接的な法に定める罰則というのはございませんが、そういった社会的な制裁というのは下されると思いますので、まず、そういった疑わしい事例があった場合には、政治倫理審査会に諮り、しっかりと調査した上で、その結果というのは、広く周知していくことが重要じゃないかと考えておるところでございまして。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

ここまでの部分で取りまとめた形で、町長にお伺いしたいんですけども、突然で申し訳ないんですけども、宣言していただきたいんです。当然のことで、していることはしっかりされていると思うんです。なんですけれども、次のチャレンジも表明されていらっしゃいますんで、しっかりと表明していただきたいと思いますんで、質問の趣旨をこれから読み上げていきます。

財政再建を目指している自治体の首長が、利権体質に溺れたり、特定の議員や団体を優遇すること、そういったことなんていうのは、河合町の将来を鑑みれば望ましいことではないと私は考えます。

私含め、これまで議員や個人、団体に対して政策優遇する、そういった取り交わしはしていない。また、倫理条例、今確認しました第3条、第4条に抵触する行為または、本来これすべきだよという形の求めているものなのですが、第4条の辞退届の提出、私としては、これされていないというのは、確認してはいるんですけども、こういったものの行為、加えて、選挙前後だけ、例えば親族ですとか家族ですとか、企業を経営、事業を行っていて、それを選挙前後だけ名義を変えるとか、そういったことを繰り返したりとか、実質的に親族ですとか関連企業などとの利権関係はなく、高潔性、この条文に求められている高潔性を今後も維持し続けること、これを表明していただけないでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員がおっしゃったようなそういう事実につきましては、一切そういうことはございませんので、この場で表明したいと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 分かりました。ありがとうございます。

今後も私としましては、任期としてはもう限られておりますが、監視していければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、設問5番です。

ご答弁いただきました町の三役の報酬、在任中の自主削減内容と期間です。総額としましては、2,497万3,360円です。ご回答いただきました。

これだけではなくて、私、通告質問の8番にも関連することではあるんですけども、リスクとして職員の給与削減も、私としては重大なリスクだったと思うんです。

当然、この給料やっつけられない、業務量に対してこの報酬は何ぞやと、そういう形で働く意欲が低下する、または職を変えなければいけない、そういった重大なリスクも考えられるわけです。

この内容としましては、先ほどご答弁いただきましたけれども、以前の財政健全化計画に基づいて実施した5か年の一般職の給与の削減金額、ほかの議員さんの質問の中にもありましたけれども、これどのぐらいになっているのか確認したいんですけども、いかがですか。改めて確認させてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 平成29年に改定いたしました財政健全化計画、前の財政健全化計画でございますが、これに基づき実施した平成29年度から令和3年度の5か年分の一般職の給与の削減額は1億2,166万円となります。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 厳しい展開になりますが、この本来であれば支給されるべき給与の金額、これを削られたというのは非常に重大なリスクになると思いますので、よくよく今後は考えていただきたい。

状況としては分かりました、分かっております、先ほども聞いております、伺っております。しかしながら、これは本当はしてはいけない。そのように考えますので、今後考えていただきたい。そこまでしてしまっただけではいけないと。それは本当に最終手段だと考えていただきたい。よろしくお願いします。

続きまして、自主減額されている意図として伺った内容で、痛みを分かち合うと、そういった意味合いで考えられてという形のご答弁いただきました。

私としましては、企業に所属した人間としまして考えるべき形でいくと、本来、立て直しを担う人間という形で、選ばれた人間というのは、本来であれば高い報酬もらってもいいんじゃないのかなと。また、自らもそれを望んでも、求めてもいいんじゃないのかなと。

これだけの立て直しをしっかりとやっているんだから、私はこのぐらい頂かないとという形で、某自動車メーカーの外国人の社長さんは、そういった形を求めてすごい金額だったというのを覚えているんですけども、そういった形のものも考えられるんですけども、これ何でなのかなと、自分なりに考えたんです。

当然のことながら、政治家としてはそういうスタイルを取るというのは理解できるんですけども、私としては、高潔性を維持しつつ自らの報酬もカットして、物質的な利益ってないわけで、本当少なくなっているわけです。そう考えますと、精神的な理念が清原町長突き動かしているのかなと。その原動力、もしそういったものの自分の信条として、こういう状況であろうと私はやり続けるんだ、やっていくんだと、そういったお気持ちがあるのであれば、この場でご答弁いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 自分の今までの人生を顧みますと、小学校のとき担任もしました。それから、校長もさせていただきました。そのとき、子供たちに返していた言葉をちょっと今思い出しますと、子供たちには人のために働くこと、それから、人に喜ばれるような、そういう存在になることを常々言ってまいりました。そう言っている大人が何もしないというのは、本当に嘘の教育になってしまいます。

私は、とにもかくにもこの河合町が少しでもよくなるように、また河合町の皆様のために少しでも役立つことができれば、そういう思いで今、町長職に就かせていただきます。この思いを持ちながら、河合町のために今後も頑張っていきたいと思っておりますので、そういう信条で、この仕事に就かせていただいております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 自らの教育現場での経験に基づいて、それを我が町の、ふるさとである河合町に生かしていきたいと。また、自分のもっているノウハウを今のこの町の状況であかんと。私の持っているノウハウを基に変えていきたいと、そういう気持ちがあるという形で確認をさせていただきました。ありがとうございました。

続きまして、次の設問に移らせていただきたいと思いますので、7番の部分です。

先ほどご説明いただきました町の施策となった事業を、何点か出していただきましたが、私としては、別の視点としまして、そこに至るまでのプロセスも非常に大事であったかなと、今現状においてもそうだと思うんです。

その意味合いでお伺いします。協議会、説明会、これ、我々の議員、議席をお預かりしているこの3年11か月間の前と、この3年11か月間との比較をさせていただきたいんです。開催頻度はどのぐらい違いますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 協議会、説明会への開催頻度でございますが、平成31年度までの前の町政時代と、現在の比較でございますが、ちょっと数字の持ち合わせがございませんが、あくまで感覚的なものでございますが、倍増しているんじゃないかと考えておるところでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私、議会議員になって、まず最初に思ったのは、理事者も議会側もお互いが何か、こういうふうに決まりました、こういうふうになりましたというのを出し合っている状況だったんです。この場では、ディスカッションがすごい少ないんじゃないのかなど。意味合いとしては、意見や情報を出し合いながら良い結論へと導いていくこと、言わば、最適化へ導く、出す、その場がすごく少なかったと思うんです。

少し話を転じますけれども、私自身、議員活動において本当に尊敬させていただく議員さんが4人いらっしゃいます。これ、限定させていただいてはいますが、理由はあるんです。それぞれの議員さんが、しっかりした根拠を持って、指摘ですとか提案、求め、こういったされる、しっかりとされる方々。その議員さんたちが、この開催を求めていったわけです。それによってこの機会が増えたというのは、それを受け取った私は清原町長の一つの実績になると私は思うんです。

ここまで、一般質問の中でも、厳しいやり取りもあったと思います。これまでもいろいろな場でいろいろな厳しいやり取りがあったと思うんです。私自身もきついことを何度も言いました。そういった意見ですとか、調査に基づく根拠ある意見、質問、指摘、これは河合町の、私、宝だと思うんです。

また、これは奇貨であると思うんです。会議録に載せるときに分かんないと思うんですけれども、この奇貨という表現は、中国の古典の史記の奇貨居くべしというところから引用していますんで。説明はちょっと長くなるのでここだけにしておきますけれども、これは奇貨だと思うんです。

こういった形のをしっかりと形を変えていったというのも、私は清原町政の実績の一つだと思うんです。

その上で、質問させていただきたいと思うんですけれども、将来的な事業の負担の支弁を見込むと、未確定なこといっぱいあります。現在の状況結果としては、先ほども説明いただきましたけれども、財布が空っぽ、そんな揶揄された表現の危機的な状況は、私は脱していると思うんです。

しかしながら、まだまだ短期的な、中期的な財政のコントロールというのは、ある程度見えてきていると思うんですけれども、やっとそれができますよという形に移行しているだけだと私は考えるんです。

これも、なかなか本当は難しいんです。ですけれども、これも私は清原町長の成果だと考

えます。ご見解はその意味合いで伺いたいんですけれども、いかがですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 昨日、今日、いろんな議論させていただきました。

私自身も実感しておりますのは、財政は完全によくなっていなくて、やっと光が見えてきた、そういうことだと危機的な分も含めまして思っております。

財政調整基金を積み上げることによりまして、今日、朝も細かく説明させていただきましたけれども、町民の皆さん方の命、財産を守るための、例えば内水対策事業がやっとスタートして動き始めました。それから、南海トラフの危険性によりまして、この間もトルコで大きな大地震がございまして、中央体育館、それから中央公民館、最新の耐震にも適合しているかもきっちり調べておりませんので、そういう大きな事象がございましたら、多分河合町の町民の皆様方に犠牲が出ると思っております。

そうならないために、旧三小跡地への移転計画、安心、安全なまちづくりが進んだように思っております。

それから、しっかり財政を立て直すことによりまして、昨日もご指摘ありました今、学校現場におきましても、第一中学校、第二中学校の校舎は本当に老朽化しております。付随しております二小、二中の給食調理場や、あと、もろもろの課題もございまして。やっとそれに手をつけられる、そういうことになってまいりました。まだまだ今の状態では、いつできる、いつ完成するということまで申すことはできないんですが、やっとそういう位置までにたどり着けたということで、これからも本当に職員、議員の先生方、それから町民の方々の協力をいただきまして、いろんな事業に取り組める体制をつくってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

道は本当にいばらの道、これからも続きますので、緊張感を持ってやっていただきたい。

あとは、いつ何どきに、何を聞かれても総合的に組織全体がすぐに答えられるような体制の構築もしっかり考えていただきたい。

先ほどのご答弁の状況を見ますと、どうも一枚岩になっていない、もう連動性ができていないようなところもある。求められているものは、これからは総合力です。そこをしっかりと

考えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、9番の項目の部分に関しましては、これは独自に算出したデータでございます。本来であれば、合計特殊出生率に基づいて、子ども・子育て会議なりで計画を策定したりですとか、そういった形になりますので、あくまでデータ上の形、一データとして見解を伺った形でありました。

確認をさせていただきましたが、それぞれ一応条件としての確認、こういう形の要因があるのではないかなど、ご答弁いただきましてありがとうございました。

続きまして、10番の項目に移らせていただく形ではあるんですが、あわせて、ほとんどの受験状況を見ますと、二小、第二小学校の児童の受験状況みたいなんです。

少し余談になりますが、何ていうんですか、この学校へ、上に上がりたくないからとそういう要因よりも、どちらかという、自分たちが知っているお姉ちゃん、お兄ちゃんたちがこの学校に入れたんだというもので、その後続く子たちが、僕たちも頑張ろうよって、声掛け合って頑張っているというものが、ずっと継続している要因になっているような感じなんです。

例えばですけれども、私、6年生の娘がいるんですけれども、その6年生の娘も2年生の頃に声掛けられて、みんなで頑張ろうよって声掛け合って、そこから一生懸命頑張った。うちの娘はぼーっとしているんで、その部分は忘れてしまって、5年生の夏休みぐらいまでは何にもしていなかったんですけれども。

そういった形で、高い就学意識を持つということというのは、非常に見えている人間、分かっている人間がそれをチャレンジして、成功しているという事例があるから、非常にいい環境にあると私は考えるんです。

その意味合いも含めて、質問させていただきたいんですけれども、これも町長お答えいただけますでしょうか。

私は、子供・子育て、教育の環境整備が社会的基盤になると、私は考えているんです。その上で、河合町は、全ての子供へ機会均等整備する上での立地条件は整っていると、私は考えているんです。

理由としてお話ししますが、国のほうでも国会のほうでも、いろいろ教育の無償化ですとか給食費ですとかいろいろ議論は出ています。そういった形のもの、子供に対しての施策が、政策がどんどんスポットライトが当たって、ほとんど18歳までは、全部お金かからないよという形になったときに、最後に残る条件が立地条件なんです。

そう考えますと、河合町の立地条件って非常に優れていると思うんです。それをしっかり考えていただきたい。

10歳までの子供の数は、先ほどご答弁いただいた内容のとおり、転出を上回る数が伸びております。出生届出数も伸び始めています。これからも子育て環境の充実を図らなければ、せっかくの立地条件、いい立地条件にあるこの魅力が半減していく、そういったことも考えられますので、今後のご方針、考えていらっしゃる、ご答弁いただけませんか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員、残り5分。

清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘していただいたように、教育内容の問題で、もっとこれから高めていこうかなと思っております。

施政方針でも述べさせていただきましたが、河合町が目指す教育は、教育大綱でも示してありますように、産前から義務教育を終えるまでのワンプラス15か年教育と、それから、人生百年時代を見据えた生涯学習、心の真ん中に河合愛、河合を好きになってもらう、プライドを持ってもらう、そういう未来の町の担い手を育成していくのは、今の現状でございます。

また、学力の向上、学力をつける、それから、豊かな心の育成、未来に向けましたグローバル人材の育成、それと、大事にしております障害を持っておられる特別支援教育の充実、児童・生徒の安全対策の推進、就学前教育の充実及び保育所、保幼小の連携の推進になります。

それとともに、今、心の問題が言われておりますが、規範意識の醸成、健康及び食育の推進など、これまでの取組をしっかり継続しながら、児童・生徒一人一人が本当に自分で考える、主体的に様々な問題に向き合い、それから、他者とも協働しながらいろんな取組のさらなる質の向上につなげていきたいと思っております。学校におけます日々の教育活動を活性化する、そういうことで河合で子供たちに教育を受けさせてあげたいという、そういう教育内容の充実も目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 生意気なことを言いますが、町長も私も議会側も、これから生まれてくる子供たちに対しても責任があるということを忘れないでいただきたいんです。どうし

でも見えているところ、今いらっしゃる方々、そちらのほうだけにどうもフォーカスがいつてしまうんです。これから生まれてくる子供たちのことも考えて、しっかりとグランドデザインを描いていただきたい。

また、職員の皆さんもそれに応えて動いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、最終的にまとめの形で改めて、町長ばかりにお伺いしていますけれども、清原町長に今後の関係性について、ご見解を伺いたく質問をさせていただきます。

質問の趣旨、読み上げます。

ここまで、河合町の厳しい財政運営の中で求められる行政トップの資質として、清廉であること、実直であることを、清原町長へご答弁を求めてまいりました。

高い倫理観を持って職務を全うされていること、議会の根拠ある指摘、提案、求めに対して、同意意見のみならず批判意見であっても真摯に受け止め、実現に向けて職員を引っ張る姿勢や、けれんみのない実直なお人柄は、多くの町民が認めているところでもありますし、私も認めさせていただいております。本当に実直でいらっしゃるんです。それが一番魅力だと思います。

また、町民の信託を受けた議会議員の集まりである議会に対して、協議会、説明会を、施策、事業など、その都度改正され、議会との対話によって施策を推進しており、首長と議員を直接選挙で選ぶ二元代表制度を十二分に活用した町長であると私は考えます。

最後に改めて、今後の議会との関係性をどのように考えているかお伺いしまして、質問を終えさせていただきます。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の質問に対しましてお答えをいたします。

ちょうど河合町まちづくり自治基本条例の概要版の4ページのところでございます。ここに町民、町議会、行政の3者が連携、協働して進めています、進めていきますということが書いてございます。これが書いてあるということは、今までそれがやっぱりできていなかった、そういうことの裏返しのことになると思っております。

私はこの町民、町議会、それから町長、執行機関、この環境をしっかりと大事にしまして、今後、他人事の話ではなくって、三者三様は自分事のそういう問題意識を持つ、これは私自身も含めてなんですけれども、そういう責務を持ってこの河合町を少しでも前に進めてまい

りたいと思いますので、そういう点で今後ともよろしく願いいたします。これは私の気持ちでございます。

以上です。

○議長（谷本昌弘） よろしいですか。

○2番（常盤繁範） はい。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷本昌弘） これにて、常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

14時20分から再開します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（谷本昌弘） 再開いたします。

---

◇ 大 西 孝 幸

○議長（谷本昌弘） 9番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問します。

不毛田川流域内水対策事業関係について。

この事業については、昨年12月議会で事業スケジュール等について質問いたしました。

回答の中では、事業用地の境界及び面積を確定するため、測量業務を10月から着手し、12月3日及び4日で地権者に協力いただき、境界の確認作業を行っております。令和5年1月中での境界及び面積の確定を目指しております。また、補償金額を算定するため、土地評価業務及び不動産鑑定業務を実施しております。事業地の面積が確定すれば、速やかに補償金額を算定し、用地補償の交渉に入りたいと考えておりますとの回答でした。

このことを踏まえ、現時点での進捗状況について回答願います。

また、この事業は河合町にとって非常に大きな事業だと認識しています。

12月議会で、他の議員さんからの一般質問の中でも周知等について、取り上げられていました。このようなことから、定期的に進捗状況を周知する必要があると考えています。このことを踏まえ、周知についても回答願います。

再質問については、自席にて行います。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） 議長。

○議長（**谷本昌弘**） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） 私のほうからは、不毛田川流域内水対策事業関係について、お答えさせていただきます。

令和5年1月での事業用地の確定を目指しておりましたが、河川の境界確定に不測の日数を要しており、補償金額の算定及び用地補償の交渉が遅れております。事業用地の不動産鑑定業務及び土地評価業務は完了しておりますので、面積が確定した土地から用地補償の交渉に入る予定をしております。

事業進捗状況の周知でございますが、令和5年3月、今月でございます、貯留施設の概略、詳細設計業務を実施いたします。地元自治会及び周辺住民の皆様の意見をいただき、業務を進めることとなります。業務において、検討が進めば、貯留施設の概要が明らかとなりますので、その時点で、広報などで周知を行いたいと考えております。

以上でございます。

○9番（**大西孝幸**） はい。

○議長（**谷本昌弘**） 大西議員。

○9番（**大西孝幸**） 分かりました。

今の回答の中で地元自治会と周辺住民の意見をいただき、業務を進めることとなりますということですが、不毛田川に沿った現在の町道を工事車両の搬出入ルートとして拡幅整備してはどうでしょうか。整備後は、施設の維持管理車両の通行や地域住民の利便性の向上につながると思いますが、町の考えどうでしょうか。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） はい、議長。

○議長（**谷本昌弘**） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（**杵本幸史**） ありがとうございます。

貯留施設の概略、詳細設計業務を実施する際に、先ほど申し上げたとおり、地元自治会及

び周辺住民と協議し、搬出入ルートなど施設の概要について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 以前にも質問したことがありますけれども、流域全体の治水を効果的に図るためには、河道掘削やかさ上げが必要と私は質問、以前しています。その質問に対して、河川の水が滞りなく下流へ流れること、また、河川から溢水しないことが基本であり重要であるとの回答をいただきました。また、河川管理者である奈良県には、河川の早期整備等、適切な維持管理を一層働きかけるとの答弁もいただいております。

その後の進捗状況について回答ください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 河川の未改修区間につきましては用地調査を進めていると、奈良県より報告を受けております。

また、河川のかさ上げについてでございますが、貯留施設の概略・詳細設計において、周辺土地の状況を把握することで、河川が溢水し始める位置を特定することができます。かさ上げが必要な箇所を明らかにした上で、河川管理者である奈良県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 先日、私のほうに、地元の方から貯留施設の今後の利用について、いろんな意見を言いに来られた方も何人かおられまして、そのことは非常に興味を持っていただいているということで、いい方向だなとは思っています。

何より関心がある、関心を持ってもらうというのも一つですし、知っていただくということも大切だと思います。

周知に関しては、貯留施設の概要が明らかになりましたら、周知内容については、国の負担や県の負担、町の負担についても明記していただきたいんです。町がこの事業に対してどれだけ負担するか、心配しておられる方もおられますので、財政等の関係でいろんな方向か

ら皆様関心を持っておられますので、そういう負担割合を明記していただいて、周知していただくということ、そういうことをお願いして、私の質問をこれで終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

---

◇ 西 村 潔

○議長（谷本昌弘） 10番目に、西村潔議員、登壇の上、質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） 皆さんこんにちは。

議席番号12番、西村潔が、一般質問通告書に基づきまして質問いたします。

今回、2つ課題がございます。1つは学校教育についてでございます。2つ目は詐欺に関するトラブルの防止でございます。

まず、学校教育について質問いたします。

今回は改めて、あえて基本的な質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、1つ目、学校教育の要である教育長の職務の範囲と権限について説明をお願いしたいと思います。

2番目、教育長が考えている目標と役割を、具体的に説明をお願いしたいと思います。

3番目、今回英語教育に限定して、教育長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

まず1つ、現在の英語教育についてどのように考えておられるのかです。

2番目、なぜ日本において英語教育が必要なのかどうか。

3番目、日本の英語教育は、高校まで12年間行われているわけですがけれども、この目的は一体何なのか、改めて答弁をお願いしたいと思います。

4番目、日本人はそれにもかかわらず、運用、例えば話す、聞く、書く、読む、これが十分にできない理由は一体どこにあるのか、学校制度の中にあるのかどうかです。

5番目、英語教育には、ペーパーテストはどこまで必要と考えているのかどうか、その理由はどのようにお考えなのかどうか。

6番目、日本人はかねてから言われていると思いますけれども、英語を読む力はあると思

われていますけれども、本当にそうなのかどうかです。

7番目、英語の学習効果を確認するために、ペーパーテストというのがあります。このテストの目的は一体何なのかです。

8番目、ペーパーテストは、どこまで話すことに役立つかどうかです。

9番目、実践的な英語教育は、公立学校に必要と思いますか。

10番目、公立学校での実践的な英語教育とは果たして一体どんなものなのか、答弁いただきたいと思います。

次に、4番目、英語を担当している教師について質問いたします。

1、大学の教員養成コースでは、例えば英語の専門コースの先生になる場合の養成課程では、現在どんな授業が行われているのかです。

2番目、英語の先生になる前に、短期海外留学経験のある先生はどれくらいいらっしゃるのかどうか。

3番目、英語担当先生の英語能力。能力といってもいろいろあります。発音ができるかどうか、書く力があるかどうか、読む力があるかどうか、聞く力があるかどうか、これらを測るものがありますか。特に発音の能力を確認する演習や研修はあるのでしょうか。

4番目、先生になってから、留学制度、英語研修はどんなものが現在あるのかどうか教えてほしいと思います。

5番目、debate、discussion、speech、drama、dictation、recitationなどを、英語の先生は実践や体験はされていらっしゃるかどうか、教えてください。

5番目、学校の英語授業そのものについて質問いたします。

1、子供にとって楽しい授業、興味のある授業、面白い授業とはどんなものかイメージできますか。これらの授業を行う上でどんな課題がありますか。

2番目、ALT 2名をどう活用しますか。誰がそれを決めるのでしょうか。学校長でしょうか、英語の先生でしょうか、教育長でしょうか。また、その活用した検証を誰が行うのでしょうか。

3番目、ネイティブを英語の先生に採用する場合の課題は何でしょうか。

①として手続上の問題、②費用の問題、③学校側の運用上の問題、これらについて回答お願いします。

次、6番目、教育全般について質問いたします。

1、現在、小学校のクラス担任制に加え、教科担任制度の導入の進捗状況、どのように今

なっているかどうかです。

次、2番目、日本の教育費の予算が、国は増やそうとしているわけですがけれども、主に、もし増えた場合、この河合町においてはどんなところに使いたいのかというイメージあるいは計画を持っていらっしゃるかどうかについて、これについて回答お願いしたいと思います。

次に、2番目、詐欺に関するトラブル防止について質問いたします。

最近、詐欺手口の巧妙化によって、トラブルが多発しております。以下のような詐欺やトラブルがあります。パソコンによるサポート詐欺とか、②アポ電話による詐欺、3、仕組み債勧誘によるトラブル、4、国際ロマンス詐欺、5、投資詐欺、結婚詐欺、それらほかにもまだまだたくさんございます。

1、これらについてどこまで行政側は掌握されているのか。あるいは掌握されていないのかどうか。

2番目、これらの中で行政が対応可能なものはどれですかということを質問します。

②対策として、個人情報の漏えいをいかに防ぐか。

1つ、各種名簿の漏えい防止について。例えば①自治会の名簿とか、各種団体の保有している名簿がございます。②行政が保有している名簿もございます。この1と2について、どのような啓発運動をされておりますか。

2、個人情報を保護するための法律、政省令、条例等にはどんな規定がありますか。

例えば、①民間が作成している任意の名簿は、対象外でしょうか。

②行政が保有している名簿の漏えい防止の規定はあると思いますけれども、どのような規定があるかどうか。

以上、壇上での質問は終わりました、追加質問があれば自席で行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、学校教育について答弁させていただきます。

大きい1つ目といたしまして、教育長の職務範囲と権限についてでございますが、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、具体的実務を執行する教育行政の第一義的な責任者であり、所属の職員を指揮、監督をします。

2つ目、教育長が考える目標等は、これについてですが、教育委員会の方針、決定の下に具体の事務を執行します。

教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出しています。また、教育大綱に基づき、学力向上や未来に向けたグローバル人材の育成などに取り組んでいます。令和5年度より河合愛AI検定を設置し、常にチャレンジする意識を高め、応援体制を整えていきます。

大きい3つ目、英語教育についてでございます。

1番目といたしまして、現在の英語教育についてどうですかということにつきましては、グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力がこれまでのように一部の業種や職種だけでなく、将来にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっていることが現在の学習指導要領に示されており、学習指導要領に基づき行っている教育活動、とりわけ英語教育は欠かすことのできない教育の一つと考えております。

2番目、なぜ日本において英語教育が必要ですかについてですが、グローバル化やネットワークの進歩で、世界がより近くに感じられるようになり、将来世界で活躍できる人材を育成するために、外国語としての英語の習得や多文化を理解することが必要です。英語教育を通して、それが可能だと考えております。

3番目、日本の英語教育が高校まで、12年間行われていますが、この目的は何ですかについてですが、我が国では小中高等学校で一貫した外国語教育を実施することにより、外国語を通して、言語や文化に対する理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報、考えなどを明確に理解したり、適切に使えたりする力を身につけさせることを目標として掲げております。

4番目、日本人はそれにもかかわらず、運用、話す、聞く、書く、読むが十分にできない理由についてでございますが、日本で生活する上で、できなくても困らないものという認識があるからだと思えます。

英語力に限らず、日常生活で触れる機会の少ない数学の公式や理科の実験結果と同じで、学校で習う知識がその後の自分自身の社会活動や生活に関わりのあるものでないと、多くの人が運用するまでのレベルに達するのは難しいと思えます。

また、学校においては、学年が上がるにつれ、児童・生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や講師間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況も見られることがその理由の一つと考えます。

5 番目、英語教育にペーパーテストはどこまで必要と考えますかについてでございますが、現在はほとんどの生徒が高等学校に進学していることから、学力検査において中学校で身につけた資質、能力を発揮することが求められます。

特に、英語の学力検査においては、ペーパーテストに加え、リスニングによる聞き取りテストが課せられています。ペーパーテストでは、読むこと、書くことといった力を見取ることができるため、ペーパーテストが学習評価を行う上で重要であると考えています。

6 番目、日本人は、英語を読む力はあると思われていますが、本当にそうだと思いますかについてでございますが、過去、英語で身につけた文法能力やきっちり読んだり書いたりすることをよしとした文化の中で、一番じっくりくるのが読むことなのではないかと考えております。

7 番目、英語の学習効果を確認するためにペーパーテストがありますが、このテストの目的についてでございますが、日々の学習を通じて、読む、書くなどの領域の一部において見につけさせたい資質、能力がどの程度身についたかを見取るための手段の一つとして、ペーパーテストを実施しているものと考えられます。

8 番目、ペーパーテストはどこまで話すことに役立ちますかについてでございますが、話すことについては、ペーパーテストよりもむしろ日々の授業における活動で、資質、能力を身につけさせることが有効であると考えます。

9 番目、実践的な英語教育は、公立学校に必要なだと思いますかについてでございますが、一番目の回答と同じとなりますが、学習指導要領に基づいて行っている教育活動、とりわけ、英語教育は欠かすことのできない教育の一つと考えております。

10 番目、公立学校での実践的な英語教育とはどんなものですかについてですが、話すことについては、ALTとの会話、生徒同士のペア学習、聞くことについては、ALTとの会話、生徒同士のペア学習、英語教員による発話の聞き取り、書くことにつきましては、学習のテーマに基づいて、自分の考えを書くこと、他者の考えに対して自分の意見を書くこと、読むことにつきましては、身近な話題について内容を把握し、アウトプットすることでございます。

今年度におきましては、さらにこのように授業で習ったことを実践するため、オンライン英会話に取り組みました。

大きい4番目、英語教師についてでございます。

1番目、大学の教員養成コースでは、どんな授業が行われていますかについてございま

すが、中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状、どちらも英語の取得のために一般教養課程、教職教養課程、英語専攻課程を履修しております。

2番目、英語の先生になる前に短期海外留学経験のある先生についてでございますが、河合町の4名の英語教員につきましては、いずれも経験があります。

3番目、英語担当先生の英語能力、発音、書く、読む、聞くを測るものがありますか。特に発音の能力を確認する演習や研修がありますかについてでございますが、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修の法定研修に加え、県立教育研究所で開催されている研修講座において、発音の能力を高める演習や研修の機会があります。

4番目、先生になってから、留学制度や英語研修にどんなものがありますかについてですが、奈良県主催の英語パワーアップ研修や外国語指導助手の指導力等向上研修講座、小学校外国語研修講座、奈良県教育大学主催の小学校外国語、児童との英語でのやり取り演習講座などがあります。

5番目、ディベート (debate)、ディスカッション (discussion)、スピーチ (speech)、ドラマ (drama)、ディクテーション (dictation)、レシテーション (recitation)などを英語の先生は実際に体験されていますかについてでございますが、大学在学中や留学期間中に実践、経験しております。スピーチ (speech)、ディクテーション (dictation)、レシテーション (recitation)、ディベート (debate)などは、中学校英語教科書でも課題設定されており、授業で実践しております。

大きい5番目、学校の英語授業そのものについてですが、1番目、子供にとって楽しい授業、興味のある授業、面白い授業とはどんなものかイメージできていますか。これらの授業を行う上で、どんな課題がありますかについてでございますが、面白い授業とは、児童・生徒が理解できる分かる授業、課題は学力の魅力化、個に応じた支援や授業形態の工夫などがあります。

2番目、ALT2名をどう生かしますか、誰が決めますか、学校長、英語の先生、教育長、その検証は誰が行いますかについてでございますが、ALTの活用につきましては授業補助として、生徒支援やスピーキング力の向上、リスニングテストの作成、部活動、ESSクラブに指導をいただいております。また、英語教員と一緒にアイデアを出し合って、活動内容を考えたり、英語の授業以外の学校生活でも一人の先生として関わっております。

ALTの検証につきましては、学校の英語教員が中心となり、ALTと意思の疎通を図りながら、校内で指導体制や指導方法を確認しながら、取組を推進しております。

3番目、ネイティブを英語の先生に採用する場合の課題は何ですか、手続上の問題なのか、費用の問題なのか、学校側の運営上の問題なのかについてでございますが、様々な問題がございますが、一番大きな問題はネイティブの方が、日本の教員免許を取得することの困難性が高いということがございます。

大きい6番目、教育全般についての1つ目、小学校のクラス担任制に加え、教科担任制の導入の進捗状況についてでございますが、体育、音楽、英語、家庭科、理科を行っております。

2番目、日本の教育予算が増えるとしたら、主にどこに使いたいですかについてでございますが、特別支援体制や学習支援体制に対してもっときめ細やかな対応ができるように、人的確保や関係整備に予算を使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 失礼いたしまして、マスクを外させていただきます。

私からは、詐欺に関するトラブル防止についてということで、詐欺の手口の巧妙化によりトラブルが多発している。以下のトラブルがあるということで、議員のほうから6つ挙げていただきましたが、まず、これらについてどこまで掌握されていますかについてお答えさせていただきます。

詐欺の手口は時代を反映して、巧妙化、複雑化の傾向にあり、役場としては実態を掌握するために、警察や消費者センターとの連携を強化しており、特に西和警察署から、警察統計に基づく被害状況の資料提出を受けて、住民啓発に活用しているところです。

次に、これらのうち、行政が対応可能なものはどれですかについてお答えさせていただきます。

役場では、警察、消費者生活相談、法律相談や住民からの通報などで把握した詐欺手口に基づき、緊急を要する手口については、防災無線、メールやLINEを活用して、素早く住民の方に注意を呼びかけ、町内外の主要な手口については、町ホームページ、広報に掲載し、街頭啓発活動では、警察とともに町地域安全推進委員の方々と分担して、銀行、コンビニで、防犯教室では、具体的事例を用いて、住民の方の被害防止意識の向上に役立てています。

しかし、町内において、被害未遂などで情報提供がない場合などの事例については、具体的対応は、現実難しいと感じています。

今後も関係機関との連携を強化して、住民の方々が被害に遭われないように努めるとともに、住民一人一人がひょっとしたら詐欺かもと、ワン呼吸おいてもらえるように、意識化の向上を目指していきたいと考えております。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私からは、詐欺や対策としての個人情報漏えい防止策という部分についてお答えいたします。

個人情報保護に関する法律、政省令、条例などの法体系といたしましては、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が、平成17年4月より施行しておりますが、この法律では、地方公共団体に対しましては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施する責務というのが規定されているだけであり、法律に定める漏えい防止などの規定は、地方公共団体には適用されません。

このことから、本町を含めた地方公共団体は、それぞれの区域の実情に応じた形で、個人情報の保護に関する条例を制定し、運用してきたところではございますが、その一方で、例にございました自治会などの任意の団体につきましては、地方公共団体としての河合町の組織には属さない団体であることから、他の民間の団体と同様に、個人情報保護法が直接的に適用される形となっております。

なお、このような形での運用は、本年度末、つまり今月末までであり、来月、4月1日からは、改正後の個人情報保護法が施行され、地方公共団体であっても個人情報保護法が適用されることになることから、昨年12月の定例会に関係議案を提出させていただいたところがございます。

これらの法律、条例、それぞれに漏えい防止の安全管理措置を設けることや、第三者への提供に際しては、本人同意がある場合や人の生命、財産を守るためなどの条件が定められていることなど、法律、条令ともに、規定内容に大きく差異はないものと認識しております。

次に、啓発に関する現状につきましては、自治会名簿など個人情報保護法が直接適応される部分につきましては、国の個人情報保護委員会が担っておりまして、例えば、自治会や同窓会向けの会員名簿をつくるときの注意事項といった資料なども公表されております。

また、本町におきましても、個人情報の取扱いについて条例の適用外の任意の団体から相談があった場合でも、このような資料を基に、周知に努めておるところでございます。

また、本町の個人情報保護条例の運用に関する部分につきましては、その対象といたしますのは職員であることから、職員研修を実施しておりまして、周知を図っておるところでございます。

今後、不正な手段で入手された個人情報が詐欺などに利用されないために、引き続き、個人情報保護に関する啓発、周知に努めてまいります。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 追加質問させていただきます。

まず、学校教育についてなんですけれども、教育委員会のほうで、小学校、中学校の英語指導で不安に思ったことについてのアンケート調査ということを実施したことがありますか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちら、英語についてのアンケートにつきましては実施しておりません。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 小学校の英語教育はもう始まっています、英語に慣れていない先生がいらっしやると思うんです。非常に不安な面を持っておられると思うんです。

この一部、千葉県なんかでもそういう小学校の先生を調査している、アンケートしているんです。何が不安かというのがあるんです。

小学校の英語の先生というのは、特に専門にやっているわけじゃないので、その辺のところでは不安が一番大きいんじゃないかと思うんです。そうすると、外国語の指導を小学校でやる場合、一番困っているものは何かという、これは千葉県で一回調査してはるんです、見られたことあると思いますけれども。その中で一番大きいのは、英語の教えた後、評価をするのが難しいと言っているわけです。これが一番多いんですが。そのほかに、自分の会話力がないとか、発音ができないとか、そういう自分の能力についての不安が非常にあります。

そういうような中で、教育委員会として、これは学校の先生やから、自分の分野じゃないというふうに考えるか分かりませんが、これは英語の先生は、今4人おられると聞いたんですけれども、そういう4人の方についての不安とか指導上の問題をとかを、やっぱり

教育委員会等は掌握しておいたほうがいいと思うんですけれども、この点について、今後の英語教育について参考になるので、いかがお考えでしょうか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） マスク外させていただきます。

本町におきまして、小学校の外国語教育につきましては、重要なことやということは認識しておりますので、先ほどの質問の中にもございましたけれども、ALTを2名に増員するという、まずこの形を取らせていただきました。こうすることによって、ネイティブの発音に接する機会というのは格段に増える。このような状態をつくるのが、今はできることになっております。

来年度以降は、小学校で行われる英語教育と、外国語活動という3年生、4年生が行う授業もあるんですけれども、全てのこのような活動にALTを配置できるような、そういった設定を持っておりますので、授業の中には必ずネイティブの発音者がおるような状態がまず確保できるということ。

もう1点、町といたしましては、来年度、先ほどこれも質問の中でありましたけれども、教科担任制というものを英語科のほうで導入していこうと思っております。

こちらのほうには、英語専科教員の加配というのを県のほうに申し込みまして、その方向はある程度まとまりつつありますので、中学校の指導資格を持った、教員免許を持った者を小学校に配置して、この者による英語教育を行うと。これまで小学校免許しか持ち得ていなかった教員ではなく、中学校の教員免許を持った方がそういった指導に入っていただく、このような体制を取って取り組んでいこうと思っている次第でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 非常に基本的なことをちょっと言いますと、学校での英語教育というのは、私も含めて、進学のための目標としてというような理解しているんですけれども、この考え方は否定されますか。現在のところどうですか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 特に、今改めて、小学校のほうに外国語の教育が入ってきた理由の一つといたしましては、町で外国人の方を見かけたときに、その方々に声かけに行く

ような子供たちを育てると、このようなことが目的に示されておりますので、進路に関わるようなことを最優先に考えるというよりは、これから先のグローバル化時代を迎えたときに、いかなる場合においてもコミュニケーション図るような、そういった子供をつくっていくために必要なものであると、このように認識しております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） ここでちょっと具体的なことを質問しますけれども、英語の発音について、学校では、小学校、中学校も含めてそうですけれども、学校の先生もそうなんですけれども、体系的な訓練というのはされているのでしょうか。どうですか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 教員に関わってでよろしいですか。

○12番（西村 潔） 教員です。

○教育委員会参事（山本 剛） 先ほどのご質問とかにありましたけれども、教員はその教員養成レベルの段階で、様々な英語に関わる教育を受けてきておりますので、その際に体系的な訓練を受けているものと認識しております。

○12番（西村 潔） じゃ、具体的に質問します。

例えば t h の発音とか……

○議長（谷本昌弘） 挙手をお願いします。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） t h の発音、それから L と R の違いの発音、H の発音、その他子音が3つ続く発音、こういうものについては、訓練はされているんですか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 県内の教員養成大学の開講されている科目なんかを、今ちょっとこちら手元に資料があるんですけども、これで教員の学んできたものというのは、英語学の概論、英米言語文化論、英米文学作品研究、国際英語文学教育論、こういったものが続くその後になんですけども、音声学と言われるこういった学問を学んでおりますので、そういった発音についても十分このあたりで教えられているというような形に認識しておる

ところでございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、西村議員。

○12番（西村 潔） 具体的には、どういう研修をされていますか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 大学の講座を私自身が受けたことはございませんので、そこで具体的に行われたことはなかなか分かりにくいんですけども、この中に在学生の声というのがありまして、こんなことを学んでいますよと声がありますんで、そこをちょっと引用させていただきます。

英語教育専修では、英語教員に必要な知識やスキルを学べる教育実践系の科目だけではなく、国際理解教育や言語そのものについて学ぶ英語学、イギリスやアメリカの文学を堪能できる英米文学など、自分自身の英語力の向上につながる学びも充実しています。

授業実態は、少人数で行われることが多いため、発話の機会もたくさんあり、グループワークや模擬授業で意見の交換等通じてダイナミックに学べることは、大きなメリットですと。

さらにここでは、卒業論文というものも英語で作成することになっておりますんで、そういったことを行う際に、発話等については十分互いのことを聞き合いながら、調整はできているところと認識しております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 例えば、英語の訓練をする場合、当然音から入るんです。我々、マザータングって言いますが、母国語というのは、お母さんの声でまず聞くということですよ。そうすると、やっぱりヒアリングから入る、そのまま入っていくと。これがスタートです。

果たして、一つ一つの単語をまず聞いて理解する。それは、文字で見るということになっていくわけです。それだけでは駄目なんです。一つ一つの単語の発音ができても、文章にしたときにそれができるかどうかとか、あるいは、パラグラフでできるかどうかとかいう、スピーチになっていくわけです。基本は一つ一つの単語です。発音ができるかどうか。そこからスタートするわけです。

だけれども、スタートしたとしても、それを全体的にスピーチに持つていくためには、全

体をまたやらんといかんわけです。そうすると、一つ一つの単語の発音ができなくなるんです。フレーズになった場合とか。一つ一つの単語は発音できたとしても、それをワンフレーズにしてやっていったときに、スピーチしたときにできるかどうかです。

その辺の訓練を学校の先生は、ほんまにやっているのかどうかなんです。私は疑問に思っています。もちろんできる方もいらっしゃいますけれども、4人いらっしゃるわけですが、そういう発音がきっちりできないと、生徒はすぐ影響を受けるわけです。

我々日本人もそうです。お母さんの例えば声を聞いて、日本語を学ぶようになったわけですね。そういうことも、英語も同じなんです。

だから、学校の先生がやはり正しい英語の発音ができないと、子供はなかなかそのまいいっちゃうわけです。特に小学校のとき、そうです。小学校の生徒さんは、中学校入ったときに、こういうふうな経験を小学校のときにもっと勉強したかったとかいうようなことになりかねないので、先生の英語の能力を高めるためには、やっぱり発音から入ってほしいわけです。

その辺のところ、どうも私はどういう発音の練習をしたのか分かりません。私の例で言いますと、一つ一つの単語を、スピーチをまずつくって、そのスピーチの単語一つ一つを発音ができるかどうかして、文章でやって、皆の前でスピーチすることが、結局一番効果的な発音の練習になるわけです。

そういうことやっておられますか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 教員がこれまで教わってきた指導というの、恐らくそのような形であったと思いますんで、そういった形の手法を取られている形もあると思います。これ特に、中学校でこういうようなことは多いかなと思うんですけれども。

ただ、小学校現場におきましては、最近になりまして、先ほど申しましたように、まずは音を聞いて、その音で認識するような形の練習をしておりますので、先ほど申しましたようにALTが毎時間、その学校の授業の中におるということ、もう一つはこれまで中学校にしかおらなかったその英語に長けた方の発音を聞く、そういった教員を今度は配置できるということ。

それともう一点、今の教育で違いますのは、タブレット等を配付しておりますので、ここに入っておる教材なんかを使うことによって、どこでもいつでもそういった英語の発音に触

れる機会を確保できるということ。

また、そういった機械を使いますと、子供たちが発音した音というのを録音することによって、後ほどそれを聞き返すことによって、教員が子供たちの発音状況なんかを確認することができて、それを基にまた評価につなげていったりすることもできる。

その評価をするということは、イコール、自分の指導の足りなかったことを確認する手だけになりますので、それを基に新たな指導を加えることができると。このような循環を今後はつくっていくことができるかなと、このように認識しております。

○12番（西村 潔） いろいろとご説明ありがとうございます。

○議長（谷本昌弘） 挙手をお願いします。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 我々が英語を習ってきた時代と全く違っているんですね。今特に、ツールを利用できるということで、セルフスタディができるというようなことも聞いております。

そういう中で、学校の中で、やっぱりどういう形で、特に小学生のときに英語をきっちりと学んで、中学に行っても抵抗ないようにするとかいうようなことで、先ほど言いましたけれども、面白い授業、だから楽しい授業、これが一番インセンティブがあると思うんです。

そのためには、学校でいろいろな催しものとか先ほどおっしゃっていましたがいろいろなESSとか、そういう部活動でやっているとかいうのがありますけれども、授業の中で、以前に質問したときに、国が定めている授業、これがあるということで、なかなか授業にできる時間が少ないというようなことでしたけれども、今おっしゃっているような各学校の中で、小学校の中で、やる時間というとのどのくらいあるのかです。

それを、いかに活用できるかについての、現実的に授業の中身とか授業の時間とかについて、やっぱり果たしてこれがその時間の中でできるのかなんですけれども、今現状としてはいかがですか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 教育課程上は週何こまという、決められた時間というのが、どうしても存在してしまいますので、その中で教えることがベースになってまいります。

基本的に学習指導要領という、この学校教育の中で押さえるべきものを、目標を定めたも

のがあるんですけれども、この目標はその時間、与えられた週のこま数で何とか消費できるものやというふうに言われております。

ただ、これは年間を35週間とした場合に実施できるようなこま数になっておりますんで、学校は年間35週ではなく、40週ほど活動する時間がありますから、その残された時間をうまく活用することによって、ある程度特徴的な活動を行うことができると、このように認識しておりますので、そのあたりを今後活用していくことは必要かなと思っております。

今現状のことで申しますと、一旦は学習指導要領に載せられているものをこなすことに何となく傾倒しているように思うんですけれども、ただ、いろんな状況の説明の中で、必然性のある活動を授業の中ではさせるということが、英語教育の今一番の指導のポイントになっておりますんで、今おっしゃっていただいたような実践的に使えるような中身というのを盛り込むのは、今後、教育委員会としても取り組みさせていきたいなというふうに思っております。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 英語が話せるか話せないかというのは、小学校、中学生は何の抵抗もないんです、頭の中には。我々大人は、なかなか英語が話せない。外人と話すのが何かおっくうだ、逃げたいとかいうふうになるわけです。

その心の持ち方について質問しますけれども、我々はもう日本語で頭いっぱいなんですけれども、英語で考えるという習慣がないんです。そうすると英語で考えるということが一番基本なんですけれども、日本語を介さないという授業というのは、一回、どの程度されているのか、ちょっと教えていただけますか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 実際にその現場で全てを見ているわけではないので、何とも言えないというか、全てがこうであるとは言えないんですけれども、今、小学校の3年生、4年生、特に英語の入る部分、導入の部分で、外国語活動という、外国語教育ではなく外国語活動という一つの活動を取り上げて、こんな時間があるんですけれども、ここでは、単語というものを教えるのではなく、まず音から入るという、このようなことをやっているんで、そのあたり、何といいますか、様々な理解をさせるのに当たっては、今後こういったイメージなんかもつくってみせるのがあるのかなと思うんですけれども。

ちよつともう一度、すみません、質問を聞かせていただいたらと。回答を考えます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私が言いたいのは、英語で考えるという機会をどの程度持っているかどうかなんです。要するに、日本語を介さないと。そういう教育を学校の現場で、本当にできるかどうかと。あるいは、そういう課題があると思うんです。

そうすると、そのときにやっぱり一番困るのは先生だと思います。英語の先生も、中学校は別にして、小学校の先生は特に、ほとんど英語の専科でやっていないわけですから、その辺のところは、子供は敏感に感じるわけです。

日本語を介さないという教育は、その辺のところ、教育委員会もそうですけれども、やっぱり一番難しいところです、これは。

その辺で、そういう方向に向かって、これ1年、2年で私はできるとは思っていません。英語で物を考えるなんて、そんな学校の授業中で、限られた授業の中でできるとは思っていませんけれども、そういう考え方でこれから英語教育進めないと、なかなか身につかないと。それで、もちろんしゃべるだけじゃないんです。聞いてしゃべることが基本で、この読む力になっていくわけです。読むことで、今度しゃべれるようになるんです、たくさん読めば。それを自分で発音ができるようになるわけで。

そういうことで、全て日本語を介さないで、英語だけで考えていくという教育が、公立小中学校でできるかどうかというところで、教育委員会としてそういう視点はどの程度考えているのか。それをちょっと教えてほしいです。

○教育長（清原正泰） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 今、参事がお答えしたとおりなんですが、英語で返すという、例えば中学校なんか、私も時々授業を見に行くんですけども、両中学校のまず英語の先生、発音がきれいです。議員おっしゃったとおり、私も今と昔、全く違う発音で、これは聞くに堪えるだけの英語力があるなという感じはしています。

あわせて、中学校においては、いわゆるオールイングリッシュでというふうな先生の子供との会話については、やはり7割、8割程度は、そういうふうな努力をされています。今、中学校においてです。

小学校においては、まだ、参事が言いましたように、来年度、中学校の英語の免許を持つ

た先生を配置する、一小、二小へ週のうち半分ずつ行くというふうな状況を考えております。

以前にも回答させていただいたんですが、日本全国小学校で例えば先ほどおっしゃった、イメージ教育、いわゆるバイリンガル、第二言語を使って授業をされるというふうな学校も公立であります。愛知県の豊橋市のほうなんです。

その学校は、通常学級とイメージ学級に分けて、子供に選択をさせているという。国語、道徳以外は全て第二言語でやり取りをする。算数を教えるときも、第二言語で。もちろんそれは英語になるんですけども。

そういうところも全国で少しずつ増えているというのは現状でありますので、まだ、そして、河合町ですぐできるのかということ、これは状況をしっかり踏まえて、先行きを見越して、子供の状況であったり、そういうところを踏まえながら、また小中の連携とか、そういうことも考え合わせながら進んでいくようなことになると、このように思います。

以上です。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） なかなか時間がかかる課題だと思うんです。

なぜこんな質問をしますかということ、私は京都の大学にいたときに、英語のキリスト教の大学だったんですけども、やはり100年かかるというんです、人をつくっていくには。そうすると、なかなか100年かかるものを作っていきって、よほど考え方をしっかりしておかないとできないわけです。何か続けたいといけませんから。

特に今、日本の全国の小中学校というのは、国が定めた規定でやっているわけですけども、かなり昔に比べたら変わっていると思います。変わってきているけれども、ベースはそんなに大幅に変わるわけじゃないので、その辺の中で、例えば河合町の教育委員会を通じて、小学校、中学校の英語を何とかしたいという気持ちを持っておられるわけですから、そのためには、やはりALTを活用するのは当然のことですけども、その活用の仕方もいろいろ、ALTがアシスタントでなくて教えるというぐらいの、やっぱりそれぐらいの気持ちを持っていったらやらないと、なかなか新しい発想が出てこないと思うんです。

先ほどの質問では、ネイティブを採用するのは非常に問題あると言っていますが、私学ではもう特にやっているわけですから、公立の学校でも将来的にはできないわけじゃない、お金もかかりますけれども。

そうすることで、河合町の特徴、いや、河合町はネイティブのスピーカーが学校で教えて

いますよとかいうようなことをやると、自然に小学校の生徒、中学の生徒が、いや、こんな教育してくれたんだというようなことにつながっていくと思うんです。

そういう意味では、英語で考える力を、日本語を介さずに全て英語で考える力を、そういう時間を増やしていくためには、限界があると思いますけれども、限度があると思いますけれども、少しでもその方向に向かっていくというぐらいのやっぱりビジョンを持ってほしいんですけれども。

その辺について、お金もかかるし、学校の先生も問題あると思いますけれども、何だかという、以前質問したように、学校の先生は教育委員会に選ばれないという、もう県が決めるこっちゃとなるわけです。そうしたら何もできないじゃないかという発想になるんですけれども、それではなかなか。

独自の教育を河合町はやっているんだと。英語で考える授業もちゃんとやっているんだというぐらいのPRですけれども、そういう実績を少しでもつくるためにはやっぱり今からやっておかないと、なかなかできないと思いますし、そういう先生をぜひ県に言うてもらって、送ってくださいよというぐらいのアピールをしていかないと。

こっちからアピールしないと今、県はそのまま県の採用やから、もう市町村はどうこう言うことないというような発想に、前の質問ではあったんですけれども、そうじゃなくて、一つ一つ思いを県に伝えていくということも必要だと思います。

そのためには、英語教育の中のシンキングイングリッシュ、英語で考えるということのできる学校を少しでも小学校から、小学校もいずれ統合される可能性あるので、その辺のことも踏まえて、それぐらいの視点を持っていてやってほしいと思うんですけれども。すぐにはできないと思いますけれども、それぐらいのビジョンを持ってほしいんですけれども、いかがでしょうか。

町長いかがですか。教育長でもいいです。

○教育長（清原正泰） はい。

○議長（谷本昌弘） 教育長。

○教育長（清原正泰） 議員おっしゃるのは、非常によく分かるんです。そのようになったら、素晴らしいことだと認識しています。私でも英語をしゃべりたいと、いつももうちょっと英語を勉強しておいたらよかったと思いが今もあるんです。

ただ、英語の先生とやり取りする中で、今の発音であったりとか、当然のことなんですけれども、中学校においては高校入試というところで、あるいは小学校でも今は中学受験とい

う流れの中で、若干、学校においては、英語の試験があったり、中学校に入るときにあるわけですけども。

高校入試において最近の試験問題を見ましたら、例えば国語といえ、当然、長文があって、漢字が出てきて、読み方を書きなさいとか、そういう。英語においても、リスニングあって、必ず長文が出てくるんです。そして、ほとんどが4つから選択しなさいとか、そういうふうな問題であって、最後に、今回特色のテストを見たら画面が2つありまして、彼女ともし行く、どちらか選択しなさい。1つは水族館なんですけど、1つはお城なんですけども。その絵を見て、彼女と行くんでしたら、どっちへ行きますかというふうなことを、英文で書きなさいと。本当に英文で書く部分って、実はそこだけで、ほとんどがリスニングでも、ア、イ、ウ、エ、これから1つ選択しなさいというふうな流れで。

現実問題、やっぱり入試の壁って非常に大きくて、英語教育の中でも、確かにスピーキングができて、いろんな発音を覚えてというんですけども、最後に高校入試という部分で、そのようなことになりますので、なかなか一概に全てが、いろんな会話ができて、話ができるという結論には達せなくて、最後に入試のために何とか文法を覚えさせてというふうな、そんな状況があるということで、これはやっぱり何か方法ないかなと、クリアしていかなくあかん部分がないかなというところで、県あたりとも今後はやり取りしていかなくあかんかなと、このように思っています。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私はなぜこんな英語教育について言うかといいますと、日本は教育大国ですよ。日本は本当に、私も海外、毎年、ラオスとかタイ行っていますけれども、非常に完璧な教育制度ですよ。その完璧な教育制度の学校で教えている英語だけではしゃべれない、書けないというのは、私、いつも頭の中にあるんです。

例えばタイの先生たちというのは、別にそんな英語を勉強しているわけではなくても、しゃべれるんです、簡単な英語。今でも、私も、LINEで文章をやっていますけれども、書けるんです、文章が。難しい内容ちゃいますよ。

だから、そういうような簡単なことでも文章はつくれる、あるいは書ける、読めるとか、そういうことを、何も難しい、私も保険会社で、毎年10年間、英語のデータ読んで、英語のデータ書いとったわけです。しかし、それは業務の中の話ですから仕方ないんですけども、やっぱり一生の中で、簡単な英語で話ができる、英語で聞けるぐらいの環境を少なくとも小

学校、中学校の義務教育の中で、それぐらいまで持っていかないと。日本の教育は素晴らしいと思うんですけども、何か欠けているような気がするんです。

先ほどグローバルと言いましたよね。グローバル、日本人は別に海外これから行くということですけども、英語はしゃべる、書けるということは、物すごく行動範囲が広がるんです。

そういう意味では、やっぱり学校の英語教育について、何かこうまだまだこれから改善する余地があると思うんですけども、その辺のところでは果たして今の、改善はされてきていると思いますけれども、なかなかドラスチックに改善されないのは一体どこにあるのかなと絶えず思っているわけです。

そういうことで、日本の教育制度は、本当に素晴らしい教育制度と思うんですけども、何か欠けている。それは、今おっしゃったようにグローバル化と言っているけれども、それは頭の中で考えているグローバル化であって、これはインバウンドで外人が来ても、ぱっと話ができる、案内ができるぐらいのそういう精神的な問題も含めて、英語教育をしていかないといけないと思うんですけども。

その辺のところ、町長いかがですか。もっとフランクに、難しく考えずに英語に、どういうのかな、慣れていくとか、そういうことを学校の英語教育の中でどこまでできるかです。努力されていると思いますけれども、やっぱり視点持たないとなかなかできにくいと思うんですけども、その辺のところ、町長いかがですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員、残り5分。

町長。

○町長（清原和人） 私も西村議員といろいろなことで話合いさせていただいて、同感のところはかなりございます。

今、教育長とか山本参事、答えたように、学校教育でかなりそういう部分が限られていて、なかなか動きにくい状況もございますので、社会教育、イングリッシュエデュケーションプログラムは、さっき西村議員おっしゃったような感じで、1日英語だけで、英語の先生と1日過ごす、それが狙いにはなっておりますので、今、予算の関係で、本当に夏休み半日程度しかできていないんですけども、そういう機会というか、チャンスをもっと増やしていったら学校教育を補完できる。

私ら自信ないのは、小さいとき外国の方とほとんど接していなくて、もうしまいに、おっ

しゃったように外国の方を見たら、もうどうして先逃げたろうかなみたいな感じが、やっぱり先行します。

そうじゃなくて、小さいときに自分の使えるそういう簡単な英語で、外国の先生、また外国の方の中、コミュニケーションできるだけでもすごい自信につながってくると思いますんで、教育委員会のほうでも、学校教育の改善プラス、そういう社会教育を使いまして、何かそういうチャンスが増えたら一番いいかなというのは自分自身は願っております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） あと、今回学校教育の中で、英語に特化してちょっと質問させていただきましたんですけども、ほかにもあるんでしょうけれども、やはり、さっき町長がおっしゃいましたようにグローバル化が進むわけです。日本が経済大国になって、日本語で各地通じるんやったらいいですよ。なかなかそうはいかんわけです。外国へ行くということとはやっぱり英語ができるということが非常に大きな武器になるので、それは小学校からそれを特に充実させる。

特にその前に、発音です。発音は基本になるので、我々はお母さんの言葉を聞いて、発音を覚えてきたわけですから、外国語もそうです、一緒です。だから、そういうことで、発音の正確性とかいうことも、やっぱり学校でもう少しきっちり教えていけないといけないと。

先ほど言いましたように、t hの発音とか、right and leftの違いとか、それから、t hの発音もそうですけれども、子音が3つ続くstrengthとか、こんな子音が3つ続く発音なんて、なかなか日本はないんです、母音ばかりやから。必ず日本語は母音があるわけです。英語では母音だけじゃない、子音が4つ、5つ続く場合もあるので、そういう発音のことから、やはりきっちりと学校でどの程度教えられるかです。

だから、英語で考える、発音をきっちりしていくということ、この2つを学校教育の中でもっとやっぱり充実させていってほしいと思うんですけども。

そのためには、いろいろ時間もかかるかもしれませんが、若い先生が来てもらったときに、留学している先生もいらっしゃるわけですから、そういうALTももう少し協働して活用していくということで、お願いしたいと思います。

英語教育についてはこれで、以上でこれで終わります。

次、詐欺の話ですけども、詐欺の手口が巧妙化ということで、先ほど答弁があったんですけども、1から6以外にもあるわけ、詐欺が。先日、新聞に載っていましたが、

一番大口の詐欺の手口は何かというと、オレオレ詐欺です。昔ありました、今もあるわけです。それから、各種の還付金詐欺とか、架空料金請求詐欺とか、それから、キャッシュカードを取ってしまうとか、それから、預貯金、通帳取って、引き出されるとかあるわけです。

そうすると、これらの詐欺を防止するというのは、やっぱり個人情報が一番大きな問題になってくるわけですがけれども、先ほどの答弁では、自治会の名簿等、各種団体が保有しているものをなかなか行政としては把握しにくいと思う。

詐欺師は過去の古い名簿とかそういうものを買っているわけです。あるいは流通させているわけです。

そういうことがあるので、こういう自治会名簿とか各種団体の保有している名簿でもやっぱり保護法が適用されないということですがけれども、今後の見通しはどうでしょうか、この辺は。私的な、どういふのかな、情報を制限するとか、守るとかいうことについては、条例化とかそういう将来的にはできるかどうかなんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷本昌弘） 西村議員、残り1分切りましたので、まとめてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、自治会などの任意な組織なんですけれども、町の個人情報保護条例、これの適用がないというだけで、実は、個人情報保護法に関しましては、平成29年5月30日に改正された個人情報保護法というのが施行されておまして、これまで5,000人以上の個人情報を扱う事業者だけが同法の適用であったものが、個人情報を扱えば、任意の団体、すなわち自治会であっても個人情報保護法の適用は受けるということになっております。

ただ、それを我々自治体といたしましては、管理、監督するような立場ではございませんで、自治会といいますのも、あくまでも任意の地縁による団体でございますので、例えば町が何か許可を出しているとか、そういったことはございませんので、どこまで指導できるかという部分についてはちょっと答弁しかねるんですけれども、こういった法律の適用がなされていますよといった啓発であるとか、そういったことには今後引き続き努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 最後に、各種名簿の漏えいの防止で行政としてできることといたら

どんなことがありますか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） やはり、先ほども申し上げましたが、法律上そういったことは禁じられていると、その規定が適用されて、場合によったら罰則の適用というものもあるといった、そういったことを訴え続けていくことが一番大切かなと考えております。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 最後、政策調整課でいろんな詐欺の手口とかを、いろいろ情報流してもらっていると思いますので、そういう中で、これから個人の持っている情報、今言っている自治会名簿とかいろんな名簿についても、やはり注意喚起してもらえるかどうかなんですけれども。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 安心安全推進課のほうで、詐欺の手口を情報発信させていただいております。

詐欺の一番の窓口というのが、個人情報の漏えいによつての電話になっています。電話からの勧誘というのが一番多くなっておりますので、まず、電話口で見知らぬ相手に個人情報や金融機関の情報を絶対に教えないと、それを徹底していくことが一番大事なんではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷本昌弘） これにて、西村潔議員の質問を終結いたします。

本日予定の5名の質問を終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、これにて散会したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代